矯正図書館

監獄雜誌

第五卷第三號

目　録

●論說……（一　頁）
　●監獄學講義（第三回）　小河滋次郎述
　●監獄建築法に就て　　淦海學人
　●誰か放論を無効視するものぞ　　稼々學人
●問答……（十七頁）
　●炭坑事業に囚徒を使役する可否に就て質す　　三池下里生
●海外通信……（十八頁）
　●普漏士國白痴院の狀況
●寄書……（十九頁）
　●痴山君の犯罪者寫眞論に就て　　稼々學人
　●密至監禁の待遇に就て　　大阪洋々散士
　●看守の豐年を祝す　　末永彌右衞門
　●監獄教誨の主義　　宮城集治監　築南逸偶生
●統計……（二十三頁）
　●監獄統計に就きて　　函嶺山人
●雜錄……（二十七頁）
　●傳染病豫防に就て　　半醫生
　●監獄會計管理に就て一言す　　正學堂人
　●囚人の學業教授　　中外散士人
　●幼年監は特設を要す　　東海浪士人
　●營養に就て　　關東浪人
●萬國監獄會議規則並に問題
●通信……（三十八頁）
　●歎拾件
●雜報……（四十七頁）
　●歎拾件
●敎誨……（六十頁）
　●北海道集治監敎誨師諸間會錄事

警察監獄學會發兌

矯正図書館

内閣記錄課御藏版　佛人クラセ氏著　元太政官讀譯係譯

日本西教史

増補訂正　十八行四十五字詰
凡千二百五十頁
大本二冊　舊定價金五圓
改定價壹圓五拾錢

○豫約實價壹圓貳拾錢發行段金字入上等製ハ三拾錢增但宗教々會、佛教本山等ニテ部數取纏メ御申込ノ分ハ特別一割引トス郵稅ハ假製三拾錢本製ハ三拾八錢トス通運使ハ實費申受クヘシ

西教ノ初メテ我國ニ入ルヤ足利氏ノ末葉ニ在リテ織田豐臣氏ノ間ニ行ハレ德川氏天草ノ役ニ終ル其間實ニ九十年ナリ此書ハ其期間ニ於テ前後渡來セシ宣教師カ其本國ヘ通報ノ書翰及記錄等ヲ輯メ加フルニ議論ヲ以テセシモノニアラス又西教ノ我國ニ與ヘタル利害及佛教ノ消長幷信長秀吉家康ノ之ニ處セシ政略等歷々徵スヘシ實ニ我カ歷史上一大有益ナル珍書ト謂ヘシ今ヤ西教再ヒ行ハレ佛者ト相競ヒ又內地雜居ノ論頗ル盛ナリ苟モ宗教家政治家タル者之ヲ一讀セハ益シ思ヒ半ハニ過クルモノアラン當社幸ニ許可ヲ得テ非常ノ低價ヲ以テ再版シ聊カ世益ニ供セント欲ス乞フ陸續御豫約アランコヲ

高雄北軒先生著

北海道水產書

全一冊　正價金五拾錢　郵稅八錢

本書ハ周到精密ノ調査ト實視トヲ以テ北海道漁業上細大ノ現象ヲ寫出シ且ツ著者ノ識見ヲ加ヘタリ矣故ニ一讀以テ漁業及商業ノ實況ヲ知ラシム加之漁業家ノ經營商業家ノ商略及政家ノ經綸策モ講究シ或ハ畫策スルヲ得ヘシ眞ニ暗室ノ明鏡ト云フヘシ蓋シ本道水產ノ著未タ世ニ公ニセラルヽモノナク偶々水產ニ關スル著書アルモ疏討ノ類若クハ簡易ノモノニ過キス幸ニ此ノ一大明鏡ニ據リ江湖ニ裨益スルアラハ本書ノ築之ニ過キス

發行所　東京銀座四丁目（電話一四八三番）　博聞社

八木秀太郎譯

○格氏監獄學（第一回分近刊）

右は現今歐陸に在て監獄家の泰斗として偏く雷名を轟かし本邦に於ても故ゼーパッハ氏の口に藉りて汎く其主義操行を欽慕するに至りたる獨逸國伯林モアビート監獄クロー子老典獄の多年刻苦勵精の餘に出で頗る學者實務家の間に稱揚珍重せられ爲めに伯林大學より名譽法學博士の稱號を博したる程の有益なる大著述にして其有用缺くべからざる机上の良友たるは今更喋々の辨を須たざるべし本會之を我國監獄社會に紹介せんと欲するや久し今や圖らずも譯者の閑散の地に就かれたるを好機とし遂に乞ふて此擧あるに至れり本來原書は六百餘頁の大冊なれは一時に之れを出版するは自他の不便なるべきか故に暫く不緊切なる第一篇獄事の沿革を省き第二篇犯罪に刑罰第三篇獄舍の建築第四篇獄務概論第五篇同各論其他附錄の諸部を大凡毎月一回づゝ百頁以上の假綴本として十回位に分ち發行することゝなせり又最後回には有益なる統計表數種幷に繪圖幾枚を添付すへし然るに譯者は勿論本會に於ても專ら斯道興隆の爲めに聊か微力を致さんと企圖することなれは只管購讀者諸君の便利を眼目とし豫約代價を低廉にし殊に特別なる割引法を設けたり蓋し監獄官吏諸君は悉皆多人數一所に集合し居らるゝに由り此割引法の利益を享受せられさるもの恐くは一人もなかるへし唯切に望む各監獄署に於て代金取纏方を協議ありて雙方の手數を要せさる樣深く御配慮あらんことを

○豫約出版廣告

矯正図書館

豫約出版方法

一第一集は本年八月中旬を以て申込の多少に係はらず必印刷に付し申込の順序に依り郵便鐵道便又は早達便を以て送本すべし

一冊子は大版一頁十四行三十字詰とす

一一集の紙數凡百頁以上にして毎集假表紙を付す

一全部完成の後郵稅往復とも自辨送付せられしときは本會に於て製本費を負擔し堅牢美麗なる表紙を贈呈す

一豫約代價は一回分一部限金二十錢二十部以上金十八錢五十部以上金十六錢百部以上金十四錢
但し一切前金を要せず着本の節直に廻金の事

一申込の部數豫期より多きときは相應に代價を低減することあるべし

一送本の郵稅は本會にて支辨す

一送金は郵便爲換として東京支會出版部宛四谷郵便支局へ振込ありたし

一豫約申込期限は當分の內

右の通相定候間倒に依り陸續御申込被下度此段以紙上及廣告候也

東京四谷區荒木町廿七番地

警察監獄學會東京支會出版部

矯正図書館

論說

●監獄學講義（第三回）

小河滋次郎述

和蘭に次き大体、其規模に照準して新たに一の監獄を創設したるものを白耳義となす子爵ウイライン第十九世の設計に係り千七百七十二年に工を起し同七十五年に至つて竣工す（建設の位置はゲント府にて Maison de force と稱するもの即ち此監獄なり）四類別異の法凡べて其宜しきに適ひ其他過囚諸般の亦た頗ぶる模範とするに足るもの少からす其効果の顯はるゝと共に一般の國民をして次第に死刑体刑等の慘を廢し成るへく多く且つ廣く自由刑を以て之れに代はらしむべしとの希望を惹起せしめ終に監獄改良の事業は漸く曙々として此に其曙光を發せんとするの機運を見るに至れり

第二章　監獄改良の開始

慘怛たる監獄の事況は爲政家之を知らさるにあらず法律家亦た之を認識せさるに非らす而して其正理に適ひ治世の道を得たるものにあらざることも亦た善く之を會得領解せさるにあらす然かも進んで能く之れか改良に着手せさりし所以のものは、一は則ち當時一般の風潮として上下尊卑の懸隔甚しく治者即ち社會の上流に立つ所の者は被治者たる下層多衆の黎民を矜れむの情甚た薄く從つて監獄即ち多く下層民衆の出入す

矯正図書館

る場所の如きは勢ひ之れが利害を等閑に附するに傾きたる事情あると一は則ち政教混淆の弊、痛く人權保護に關する事項をば輕蔑視するの傾嚮ありし結果に由る者とす然るに時勢此に一變し自由平等の哲理は到る處社會の革命的動搖となつて其實行を顯明し上下尊卑の階級は盡く之を打破し了するの機に際會せり、學理の變遷、殊に法制の學術はグロッシウス、ホッペス、トマシウス、ウヲルテイア、ベッカリヤ、モンテスキユー等諸家の研究に由つて益々進歩發達したるの結果、此に始めて政教殊よ刑理と教理の間に判然たる境界を劃立し刑法は即ち純然たる人爲的及び國家的基礎の上に之を創制し彼の人權を蔑視し若くは無視する所の凡べての殘虐無道の分子は盡く刑罰の範圍より掃清し了せんとするの機運に際會せり機、一たひ此に開け加ふるにせた宗教革命（十七世紀の中葉に起り爾來、連續して文明各國、大體之れが影響を蒙らさるはなし）の餘波、信教の博愛慈善事業の之れが開發を助成するものあり（千七百七十六年及千七百八十七年の創立に係る費拉埠費亞監獄改良同盟會 Society for Alleriating the Miseries of Public Prisons と稱する者の如きは即ち熱心なるクエーケル宗徒の發意に出でたるものにて其監獄改良の上に効果を及ぼしたること實に鮮小にあらざるなり）監獄改良の事業は此に至つて始めて旭日、天に朝するの勢を見るに及べり、

監獄改良歷史の上に特筆大書して大に其名を標置せざるべからさる所の者あり英國の博愛家ジョン、ホワルド氏即ち是れなり氏は千七百二十六年龍動商賈の家に生れ死に至る（千七百九十年）殆んど六十餘年の間終始一日の如く身を擧げ資を盡して一意唯た惠愛慈善の事業殊に監獄改良事業の爲めに營々たり足跡、五たび歐亞に遍く危害身に迫るもの前後幾十回なるを知らす入つては則ち或は潛心、著述を事とし或は無告の窮民を集めて之を賑恤し出でゝは則ち或は鐵窓の下に起臥して監獄内部の慘況を探くり或は帝王に說いて之れが改良を奬勵す財を盡すこと前後凡そ三萬「パウンドステルリング」の多きに達し經歷する所、實に四萬二千英里を過ぐと稱す而かも尙ほ以て足れりとせず六十有餘の高齡をを厭はずして六たび復た監獄視察遠征の途に上り（東洋に過歷して一層廣く監獄改良の材料を蒐集せんと欲するが爲めに劇勞の餘、熱病を得て終に起たず露國を經てペルソーンに至り終に病を得た死後唯だ此に質素なる墳墓を建て磁針盤を以て之に備ふるの外他に一も求むる所なしとの一言を遺して溫然瞑目す後ち寥何もなく（千七百九十年）ブラックストン、エーデン等時の有名なる刑法學者の如きは殊に熱心に之れか實行を見ることに協贊助力する所あり然るに惜いかな時機の未だ全く熟せさるにや或る故障（建築調査委員の間に於て監獄建築地撰定に關し一折合はさる所あり往再空く歲月を經過する間に於て終に殖民地の實行を見るに至り爲めに一時監獄の改築を中止する不幸に遭遇せり）の爲めに終に十分、其實行を見るに及ばずして止むに至れり若し英國をして當時、速かに氏の意見を實行するに至らしめは分房制監獄の卒先者たる名譽は英國の占有する所となりしならんに此名譽は終に彼岸の屬邦として輕蔑し來りし所の後進新造國の博取する所となるに至らしめたり

矯正図書館

後進新造國即ち米國に在つては既に十八世紀の中葉よりウヰルリヤム、ペン。ペンジヤミン、フランクリン等憂國慷慨の志士輩出して頻りに監獄改良の必要を唱道したるの結果、社會公衆の此事業に傾注すること漸く深く殊に當時、歐洲の彼岸に嚮々たる獄監改良の聲は大西洋を傳ふて一層高く此岸に反響したるものゝ如く此に大に獨立新勝の餘勇を鼓舞する所あり研究尋繹の末終に千七百九十六年、始めて分房制監獄を「ペンシルブアニヤ」洲のフヰラデルフイアに創設し所謂「ソリタリーシステム」Solitary-Systemに投つて晝夜嚴格なる分房離隔の監禁法を實行せり、分房制の範を後世に貽す所の「ペンシルブアニヤ」制と稱するもの即ち是れなり、後ち幾何もなくニーヨルク洲に於ても亦た新たに一の監禁法を考案し之れに據つて千八百二十年、アウブルンに於て一の新監獄を建造せり「アウブルン」制と稱するもの即ち之を指し「フヰラデルフヰヤ監獄の「ソリタリーシステモ」に對して或は之を「サイレントシステム」Silent Systemと稱す而して此二者の異なる所は一は別異法を施行すること極めて嚴厲なるも一は之れに反し或は夜間寢臥の際のみ獨居せしめ或は屢々室外の運動を許し或は適當の作業を與へて之れに從事せしむる等大に寬和融通する所あるの點に存す詮する所、惡交を絶つて善交を奬め罪囚をして自ら反省悔悟する所あらしめんと欲するの目的に至つては則ち二者、毫も相異なる所なきにも拘はらず一たび「ソリタリーシステム」に對して「サイレントシステム」の創始せらるゝに及び爾來、互ひに相論難攻撃して毫も讓歩する所あらず旗色終に全く二樣に分るゝの結果を見るに至れり、斯くて米國に於ては着々監獄改良事業の歩武を進め且つ文運開發の結果宇内一般に大に斯の事業に傾注するの趨勢を呈するに至りたるを以て流石に矜持に有名なる英國を始めとして佛國獨逸其他歐洲大陸諸國より委員を米國に特派して新制實施の利害を討究審査せしむるもの少なからず、委員の見る所或は「アウブルン」制を是認するものあり或は「ペンシルブアニヤ」制に歸信するものあり其復命に據つて此に大に獄制の面目を一新し、到る所、監獄改築工事の着手を見るに至れり之を要するに「ペンシルブアニヤ」制は英國の採用する所となりペントンヴヰルの新監獄千八百四十二年に於て之を實行し（但し其施行上の實際に於ては「アウブルン」制は重もに歐洲大陸諸國の採用する所となれり千八百二十五年ゲンフに於て、千八百三十八年バーテンに於て大にまた取捨參酌する所あり千三百三十九年佛國に於て其他此前後に在つて大陸諸國に於て創設したる所の監獄は多くは「アウブルン」制を採用したるものゝ如し）爾來、拘禁行刑の方法に就ては或は之を理論に就き或は之を實驗に徴し一層益々大に研磧を積む所あり朝に甲國に新案出で夕べに乙國に奇策顯はる其狀恰かも國交際上に於ける競爭的事業の如く獄制の良否は實に以て文明の消長を卜するの標識となるに至り着々改良進歩の實効を見るに及べり

新案出で奇策頻りに顯はるゝは皮想上、或は大に獄事の改良を促がすの効あるが如くなりと雖も其實反つて之れが爲めに改善の進行を阻止すること少小にあらず斯道の先覺者ミッテルマイエル、ユウリユウス、チルネル、ワレントラップ、ウエルケル以上獨逸人スリンゲル荷蘭人ドクペチア白耳義人モーリウ、クリトーフ佛國人ダフイツド「デヲマホワイトウヲースリユッセル」英國人等諸氏此に見る所あり終に千八百四十六年、萬國監獄會議をフランクフヲルトに開設し獄制上の疑義に渉る諸種の案件を提出し殊に紛々として常に論議の絶へざりし所の分房制度の利害に就て審議を盡し結局、最多數を以て或條件（作業を課し運動を許し教誨を與へ教育を授け或は典獄、僧侶、醫師等をして頻に訪問を爲さしむる等の類）の下に「ペンシルブアニヤ」制（分房制）を是認するの斷案を下し是れより次第に益々分房制の勢力を强め

矯正図書館

其他獄制一般の上に就て著るしく其面目を更新するに至れり

萬國監獄會議は第一回をフランクフヲルトに開設したる以來第二回は其翌年千八百四十七年ブリユッセルに第三回は千八百五十七年フランクフヲルトに第四回は千八百七十二年ロンドンに米人ドクトル、ワインスの創意に成り通例、之を以て萬國監獄會議の第一回と稱す第五回は千八百七十八年ストツクフヲルムに第六回は千八百八十五年羅馬に第七回は千八百九十年ペートルスブルグに開設し第八回は千八百九十五年即ち我が明治二十八年に於て佛國巴黎に於て開設せらるへき豫定なり

第三章　各國に所ける近代獄制の沿革及ひ其現況

若し夫れ各國個々の實驗に就て其今日の狀況を觀察するときは獄制改良の事、或は尚ほ未だ未開幼稚の域にあるを免れざるものあり或は今、當さに孜々として改良の針路に向つて其歩武を進めつゝあるものあり或は既に略ほ完全整備を告げて着々其効果を表顯しつゝあるものありと雖も之を要するに斯の事業は始めて其嫩芽を前世紀の末葉に發し十九世紀の今日に及んで漸く略ほ其大体の成熟（少くも一定の旨義方針を確立するに至る）を見るに至りたること上來、開陳したる所に依つて之を知るべし。今左に二三著名の邦國に於ける近代獄制改良の沿革及ひ其現今の實況を略述して讀者の參考に供す

〔北米合衆國〕　米國は分房制監獄の卒先者として獄史上、最も名譽且つ有力なる位置を占むること亦た爭ふべからざる事實なりと雖も一たび「ペンシルヴアニヤ」制に反して「アウブルン」制の創始せられたる以來全國、到る所に其利害を論するの紛議、絶ふるなく互ひに極端に走つて唯だ瘡痍の摘發を是れ事とし結局實行の上には曾た糸毫の益を與へざるのみならず遇さを以て兩制共倒れとなつて何れも其發達を阻止せらるゝに結了し且つ「アウブルン」制を援引擴張して之を實際に利用するの結果、漫に重きを罪囚勞力の上に置き終には監獄の費用は成るべく（殆んど全く）罪囚勞力の所得を以て支辨するに至らしむべしとまでの大誤謬に陷らしめ或は囚を窘げ一罪囚若干の割合を以て之を一私人に請負はしめ請負者は即ち國家に代つて給養使役其他一切の行刑管理の事に任するが如きあり（南部諸州に於て之を實行するもの多し）或は監獄を以て恰かも百工場の如き觀を呈するに至らしむるあり徒らに收利の多からんことを是れ務め甚しきは則ち罪囚勞力の所得は監獄諸般の費用を辨償して尚ほ若干の利潤を見るに至りたるが如きものあり行刑の眞面目は此に至つて殆んど絶滅し了せりと謂はざるを得ず之れに加ふるに米國に於ては常に政界の動搖を重立ちたる監獄長官の上に及ぼし爲めに屢々其位置を交迭するの弊風あるを以て監獄社會獨り老練堪能なる人物を求むるに至難なるのみならず淺見未熟の徒常に出入して獄柄を握り或は卒爾として嚴酷主義を用ひ或は忽然として寬容主義を行ひ曾て又一貫する所の主義の據るへきものあるにあらず斯くの如くにして如何ぞ又秩然整然たる監獄行刑法の發達を期待し得べけんや

米國に於ける監獄今日の現況は各邦、盡く其制を異にして各監また皆な其規を同ふせず甚しきは則ち一監獄の內にあつてすらも亦た時と場合（典獄の交迭政略の變更等）に依り全く其規制の豹變を見るなきを保せず是れ蓋し統一なる刑法及監獄則の全國に共通するものなきが爲めの致す所にして此事相改まらざるの間は到底米國にあつて斯の事業の改良進歩を望むべきにあらざるなり識者亦た此に見る所あり頻りに之れが

矯正図書館

矯正に營々しつゝあるか如くなりと雖も結局今日の實況を以て之を推せば米國の獄制は大体寧ろ漸々退歩の傾嚮あるを免れざるものゝ如し

米國に於ては重罪監(State prisons)の經費は國庫の支辨に屬し政府之を管轄す禁錮監(County prisons)には之れに反し凡べて地方費を以て之を經理す

〔英國〕英國に於ては未だ完全なる成文的刑典の備はるものなしと雖も今世紀に至り時々の單行法を以て從來の刑法に對し更正釐革を加へたるもの少からず、曾つて盛んに應用したる「デポルテーション」流刑の制は既に全く之を廢絶し死刑も亦た大に其適用の區域を限制し体刑笞刑の如きは僅かに附加刑として或る特定の罪囚に施行するに止まり結局、自由刑を以て刑の重要なる主体となすに至り從て獄制改良のことに就ては「ホワルド」氏以來時に多少の張弛ありと雖も孜々として大に此に熱心計畫する所あり然れども其希望は常に或る事情の阻害する所となり前後、幾回(千八百十四年、千八百二十三年、千八百三十九年、乃至二十四年、千八百三十五年、乃至三十六年、千八百六十五年)となり發布したる監獄制改良の方案も過半は即ち徒法死文となつて終に其効を見るに及ばず尤も其間、或は階級制に據り(千八百十一年ミルバンクに於て)或は分房制に基く所の(千八百四十二年ペントンヴィルに於て)模範監獄を建設し或は不適當なる數箇所舊監獄を廢閉して新式監獄の改築を強制し或は監獄改築委員を組織してヴィクトリヤ第二及第三(千八百三十九年)發布の監獄法の屬行を務むる等少くも常に改良の進路に向つて其歩武を進めつゝありたることは疑ふべくもあらず而して其之れが進行を阻害せし事情と稱するは英國固有なる自治制強盛の結果、治獄の事、亦た地方に屬し地方團体(「カウンチース」「タウンシップス」「ボロース」「リベルチース」)及と大地領主に於て凡べて之を管掌經理するの慣行を更改する能はざりしと即ち是れなり斯くて時勢の必要は次第に輿論をして到底、地方の干渉を解いて之を國家に移し且つ國費を以て統一に之を經理するにあらざれば根本的獄制の改良を望むべからざるの理を認識するに至らしめ終に千八百七十七年監獄法を以て英國及ウエールスに於ける凡べての監獄を國家に嫁し其管掌經理は擧げて之を中央政府(內務省)の事務を移すに至り此に始めて完全なる獄制整備の緒に就くを見るを得たり此監獄法實施の結果として一面には著るしく經費及犯罪人の減少を來たし一面には改築到る所に實行せられ行刑は即ち全國を通じて劃一且つ適實に施行せらるゝを見るに至れり　(未完)

監獄建築法に就て

滄海學人

我國に於ては方今監獄の建築に關して未た何の規定とてもなく又議者の間に一定の議論とてもあらざるか如し最初の監獄則には構造に關する種々の規定もあり繪圖さへも添付せられたるとなれば頗る據る所ありたるか如くなれども其後議論紛々として歸着する所なく甲は十字形を可とし乙は長屋建を便とし其間建築の監獄も大概各箇別樣にして標準とし見るへきものなく殊更或は漸々退歩したるとなきやの感なきにしもあらさるなり實に遺憾の至にあらすや

今何故に是の如く不成績を招きたるやを揣るに恐くは監獄建築費を地方稅の負擔に屬せしめたるを以て最大の原因となすへきか其故は各地方に於て適宜に計畫を定め府縣會の議決を經たる後中央官衙の認可を請ふとなれば事の一途に出てさるか爲め大体の計畫さへも彼此不同となり遂に今日の如き悲むへき狀態を現出し來りたるとなるへし監獄則創定以來二十餘年の間には大概建築を行はさる地方もあらされは若し其計畫の一途に出て毎に審按熟議して既往の經驗を應用したらんには今日までに如何なる進歩を顯

矯正図書館

はし如何に完全なる監獄を建築したるへきか會々理想的の影像を描出し來れは斯道の爲め轉た暗涙の潸然たるを禁すへからさるなり

從來各地方に於て監獄の建築を計畫するの順序は大概先つ監獄署に於て立案し府縣廳に於て一應審査修正し府縣會に提出し當局者及議員若くは常置委員中より若干名の委員を選定し尚十分調査を經たる後更に府縣會の決議を採り其末內務大臣の認可を請ふことなれは內務省に於ては最早大体の計畫を變更せしむること容易ならさるの事情もありて細目の修正を加ふるの外は其儘認可する慣例なるか如し是れ蓋し費途を地方稅に仰くの今日に於ては已むことを得さる次第なるへし

近時の建築に係る監獄を通觀するに監舍を算木建として周壁のみを煉化石積とするもの最多し大阪兵庫岩手の如き是なり又監舍周壁ともに木造なるもあり途獄とするもあり青森廣島山口の如き是なり又監舍は十字形に配置しあれとも其各棟宇は長屋建にして周壁は煉化石積なるもあり群馬の如き是なり又監舍を十字形又は扇面形として周壁を煉化石積とするあり靜岡の如き是なり其他大体煉化石造なると東京集

治監及目下工事中の巢鴨監獄の如きもあり而して其中吾人の心を得たる者ありやと問へは遺憾なから未たしと答ふるの外あらさる也尤甲乙の間には各長短あり一部に就ては予輩の稱揚するを惜まさる點あると同時に一部に就ては予輩の非難するを憚らさる點もなきに非す之を要するに監獄學現時の程度に於て完全なりと認むへき監獄は未た之あらさるか如し然りと雖絕對的完全なる監獄としては世界中未た曾て之あるを聞かす其完全なりと稱するは當時採用する所の行刑の主義に適合して首尾貫通する系統的構造を具備する監獄に外ならす故に相對的に完全なる監獄を建築せんと欲すれは必す先つ行刑の主義を確立せさるへからす之を第一の要件となす次に計畫の一途に出るを必要とす之を第二の要件となす主義の確定は監獄法の制定に因りて成就し計畫の一途に歸するは國庫支辨案の成立に由りて遂行せらるへし此二者は皆法律の關係なり故に容易の談にあらす然れとも予輩は必す遠からすして目的の地に到達せんことを期して少しも惑ふ所あらさるなり如何となれは何れも理論に因り且實際に徵し斷然かくせさるへからさるものなれはなり

監獄の建築は當に之を如何すへきやの問題に遷りて署と臭見を開陳する所あらんとす予輩は徹頭徹尾石造の說を主張して敢て毫も屈撓せさる者なり予輩の此說を爲すは決して偶然にあらす多年の熟慮工夫を經て加ふるに實驗を積み百般の利害得失を比較商量したる後彌こかくせさるへからすと確信するに至りたるものなり故に一時の好奇心に出るにあらす又徒に歐米の醉夢に耽けるにあらさることを豫め讀者の諒察あらんことを乞ふ今試に幾多の項目をあけ之に就て辨する所あらんとす

一火災の虞なきこと　是は石造の主眼なり監獄に於ての最大危險は火災の外ならす然るに木造監獄は如何に堅牢に建築すれはとて此災なきを斷言すへからす人には過失なきことを保すへからされは避雷針の設ありとも如何かして導線に缺損あるを知らすして雷火を家屋に導き爲めに燃燒することなきにしもあらさるへし監內にて一切火氣を斷つことあるを得へからされは燈火又は爐火の爲めに如何なる機會に失火せんも計るへからす又他の火災の爲めに如何なる因緣ありて類燒せんとなきにしもあらさるへし故に最初より不燃質の材料を以て建築するの安全なるに如くは

なし是を以て監舍の四壁のみを石造となすにとゝめす內部の間壁を石造とし廊下及床をスレート若くはコルクブラステル若くは鐵格子漆喰叩き等の結構とし天井は石灰塗とし屋根小屋は鐵構造とし其他扉窓の如きも成るへく露出の木部を省くへし屋上はスレート葺を安全且廉價とすへしホルツセメントは我國の氣候には稍こ不適當の嫌あり

二破監に對し安全なること　是は戒護上に最便益なる所以なりとす如何なる監獄にても秩序整然として立ち紀律嚴然として正く上下心を一にして各其守るへきところを守り爲すへき所を爲すときは破監逃走等の患は之ある可らさるか如しと雖尚建築も堅固なるときは著く安全を增すと誰か復疑を容れんや監獄は常に敵の圍中にあるか如く危險限りなきの處なり故に人力と營造と相須ちて要害たらんと實に必要なり決して人力にのみ依賴して心を安んすへからさるなり勿論如何に堅牢なる石造なりとて人力の戒護に缺くる所あらんには何の用をも爲さゝることなれとも兩者聯合して攻守の備を完ふすれは如何なる强敵をも挫くに足らんと疑なし

三經濟上決して損失あらさること　石造の監獄は新

矯正図書館

營の際には多少木造よりも不廉なるへし然れとも其差は決して甚く著大ならさるなり木造の建築にても大概一坪五六十圓以上を要すへし若し稍こ堅牢を主とし柴欄等の木材を使用するときは平均七八十圓にも上るとなるへし而して石造の建築費如何と問ふに是亦大槩一坪百圓前後を以て辨し得らるへし況や二層以上の建築とすれは益々其比例を減少すへきに於てをや予輩の石造と謂ふは主として煉化石なり是何地方に於ても第一に得易き材料なるを以てなり其他の天然石は地方に由りては反て一層廉價なるへしと雖地方に由りては非常に不廉なるともあるへけれはなり前號雜報の灰煉化石も隨分使用するに足るやに思はるれとも未た確言し易からす差當り予輩の普く採りて用ふへきは唯煉化石の一あるのみ煉化石は大概各地方に於て自ら製造することを得へし設し監獄の近傍に適當なる粘土を發見し得さるとも大概數里四方の內には監獄の建築に使用すへき位の煉化石に相應なる粘土の之なきことはあらさるへし四人の作業として煉化石を製造し且建築工事をも施行するときは平家建にて一坪百圓以上を要するか如きと決して之あらさるへし尤建築地所を精細試驗するともなく漫ときは建築費も更に五割位を減し戒護上及經理上の便益も小少ならさるへきなり今其一端を擧示すれは中央看守所は一ケ所にて二階又は三階を通して足り食物を運搬するに廊下の空間に因りて捲き擧くることを得る等の便利あり

五四人をして破監の念を斷たしむること　木造にては何とかして破監せんとの念を常に懷抱せしむることを免かれされとも石造とあれは到底其見込なしと斷念するに至るへし是改悛上に大效あるのみならず戒護上にも便益少からさる所なり

六健康上に害なきこと　從來世人は石造家屋の健康上に有害なることを唱道して措かさりしと雖實際決して此の如き患あらす現に東京集治監に就て明確に之を證すへし皮相の見に由れは通風も不十分にして光線の透鬱も滿足ならさるか如し從て屋內の空氣は濕氣を帶ひ爲めに諸般の疾病を釀生するやに思はるれとも斷してかゝる憂はあらさるなり又夏期に於て炎蒸に堪ゆへからすとの苦慮を抱く者もあれとも是は杞憂に過きさるなり之を要するに石造の爲めに特に發生する疾病とてはあらさるなり

七社會の有害物なる犯罪人を收容するに壯宏なる建物を以てするは不當なりとの非難は理由なきこと石造の監獄は壯大を目的とするにあらす以上列記する事由の爲めに必然なる結果として之を要することなれは毫も憚るへきことにあらす畢竟多人數を容るへき建物は比較的に宏大なるを必要とするなり是は監獄に限るにあらす兵營なり學校なり皆此理に外れさるなり下士卒の住居する建物の將校の住居より壯麗なるは毫も異むに足らす書生の寄宿する寮の卒業後の家より立派なるも亦些の不思議なし多人數の合居する建物は衞生上並保存上是の如くならさるへからさるなり通常の建物に就て之を看るに亦此理に違はさるあり乃三十坪の建物に比すれは五十坪の建物は比較的に廉價なれとも既に百坪以上となれは反て比例頭倒して比較的に不廉となるものなり是は建物の宏大となるに從て重量も增加し且風當りも强くなれは地形工事も完全ならさるへからす木材も太きものを使用せさるへからされはなる其衞生上の利害に至りては家屋の大なるに從ひて空氣光線の分配愈々容易ならされは各室の容積をも愈々大ならしめさるへからす光線の透射をも特に催進せさるへからさる等の事あり其他自由なる生活と異なりて身體精神ともに

檢束せらるゝ身上にては頗る衞生に注意せされは甚く疾病に罹り易きものなり監獄は如何に壯麗なりとも爲めに堅牢を加ふれは從ひて紀律を嚴重にすることを得るに由り如何なる愚人なりとも故らに望みて監獄に入らんとする如き者萬々之なかるへきなり

終に尙一言せんと欲するは炊場倉庫等の如き付屬建物の事にして是も亦火災の慮なき建築を要すると勿論なり既に鐵道停車場又は製造所等の建築に就て往々目撃するとあるか如き波斯亞鉛葉を以て屋上及周壁を構造するを最便利とす〻しと之を要するに火災の慮あり又は容易に破壞すへき建物は監獄にては禁物なりと謂ふへし

予輩の監獄構造法標準の規定あるへしとの風說を傳聞してより既に玆に五六の星霜を經たり予輩は其早計に失せすして今日まて遷延するを反て慶賀せんと欲するなり希くは此際先つ監獄法及國庫支辨法案の成立に盡力し尋て完全なる建築法を畫策あらんことを外國に於ては一監獄新築の計畫ある毎に特に委員を任命し反覆丁寧に諸般の利害得失を稽査し而して後始めて建築工事に着手するの例なりと聞く監獄建築は利害の結果を後世に貽すものなり故に須く愼重せさるへからす予輩は諸君と共に益々講究することを得て成るへく速に百年の大計を定立せんと希望するものなり

誰か教誨を無効視するものぞ

稼々學人

教誨は治獄の一要素たると今日世間一般の是認する所學者之を唱へ實務家之に和し亦何人も異論を狹む能はさる所なり近時我邦教誨は無効なりとの論を爲すものありと是れ果して眞か吾人容易に之を信せすと雖とも我監獄社會稍もすれば破壞說の輩出する今日に際し或は此事無しとすへからず昔者孟軻氏異端邪說の害を斥して洪水猛獸より甚しと云へり橫議妄論の世を害し人を害する實に甚しきものあり是れ吾人が玆に本論を草するの敢て無益に非らすと爲す所以なり讀者幸に吾人の言の陳腐なるを咎むる莫れ

抑教誨感化の事たるや道德を破り社會を害せし不良の徒を敎化して正良忠直の民に復歸せしむるを以て目的と爲すものなれば至難中の至難事業たる論を竢たず然れとも彼れ不良の徒も鬼蜮に非らす虎狼に非らす亦是れ先天的良智良能を有する人類に外ならず惟過て情慾の奴隷と爲り自主自治の能力を放失するに至りしのみ故に敎ゆるに其道を以てし諭すに其法を以てせは之を罪惡の淵より救ひ本來の人類に歸せしむることと決して不能的の事に非らさるなり惟ふに彼れ囚徒の中には或は貪慾厭くことを知らさる者も有らん或は頑陋憚ることを知らざる者も有らん其他嫉妒深き者短慮なる者怨恨厚き者痴情に溺るゝ者怠惰に流るゝ者も有らんと雖とも要するに皆是れ情慾に制縛せられ自ら己を治むる能はすして此に至りしものなるは明かなり然らは之を敎へて其先天的良性を啓沃し自己の非を反省せしむるに於ては豈翻然過を改め善に遷らさるの理あらんや（或る學派の說には異なれるも）是を以て吾人をして謂はしめは天下廣しと雖とも人類多しと雖とも敎ゆ可らす諭す可らさる者は亦之れ無かる可し加之彼等の多くは父母兄弟あり妻子ありて人情の忍ひ難き能く其心情を羈束し長く其放恣無頼の境に安んすること能はさらしむる者あり固より彼等の罪を犯すに至りしもの畢竟其父母を忘れ其妻子を忘れ將た又其身を忘れたるに因するものなれば普通の人情を以て律し難き無きに非らすと雖とも苟も一時の迷溺にして本然の性情を亡失したるに非らすんは其父母妻子に對し豈に一滴の淚無らんや惟ふに半夜更深け四隣寂寞たるの時に當て鐵窓の下其父母を思ひ其妻子を懷ふに至ては如何に放恣無頼の徒なれはとて必すや情緒內に動き暗淚胸に迫るもの有るならん斯る時に際し偶こ諄々の敎誨其耳に觸るゝあれハ彼等果して如何なる感動を惹起すべき必すや父母の痛訓切諫を受くるが如く妻子の愁訴泣諫を聞くが如き思ある可く而して頑腸は爲に解け迷想は爲に醒め翻然たる懺愧羞惡の念興起するなる可し尤も彼の極惡非道の輩に至ては孔子も下愚不移と云ひ釋氏も無緣衆生難度と云へる程にて能く之を感化矯正せんこと固より容易の談にあらされとも之れとて强ち悔悟の望全く無しと謂ふ可らず古來頑貪剛戾の徒にして一朝翻然過を改めたるもの其例少きに有らさるならずや況んや未だ頑貪剛戾ならさるものに於をや嗚呼誰か敎誨効無しと謂か」論者若し吾人の言を疑はゝ行て試に監獄敎誨堂に於て彼等か敎誨に對する感情如何を觀察せよ彼等か靜肅に敎誨師の說く所を傾聽するの有樣は觀る者をして殊勝の感あらしむるものあり又其の敎誨にして苟も道理人情の眞に迫る

もの有るに至ては往々其目睫感涙の相交るもの之れ有るを觀ん勿論彼等の中に於ては奸猾譎詐の徒にして巧に僞善を裝ひ以て司獄官の歡心を買はんと試むるものも有らん又縱令眞心感念を誘起するも惟一時暫旦の感覺にして時を經れば忽ち冷却し去るが如き者も之れ有らん然れば之を指し一概に敎誨感化の効を稱揚し難しと雖とも少くも敎誨は彼等をして謹愼悔悟の念を誘起せしめ且既に悔悟の念ある者をして益遷善歸正の心を培沃せしむるの効あることを斷言するは吾人の決して躊躇せざる所なり

凡ろ敎を立つるものは儒敎よれ佛敎にれ將た又耶蘇敎にれ一見すれは其人心を感動することの微なるが如しと雖とも其敎ゆる所一旦敎を受くる者の神機に會合するある時は忽ち非常の感化を與ふること往々觀る所の事實なり猶醫藥の一旦其病根　適中する時は能く起死回生の妙効を奏するもの有に似たり論者何んぞ之を思はさる

吾人曾て斯道の老練家たる某氏に聞く所あり其說に曰はく敎誨は或る部分の囚徒に對しては全く無効の觀なきにあらされとも或る部分の囚徒に對しては其効の見るべき者あり今彼等囚徒を區別して三種とすれは第一種第三種の囚徒に在ては殆んと其効無きものゝ如し所謂第一種の囚徒とは身分あり財產あり又敎育ある者を包括せしものにて既に始より謹愼悔悟の心を有し亦敎誨を要せさるものゝ如し何となれは其道義を重んじ名譽を愛するの心は處刑の一事能く謹愼悔悟せしむるに足ればなり又第三種の囚徒は大概頑冥剛愎の徒に非すんは犯罪の既に慣習を爲せる者にして感化の効能く移すと雖き者なり而して第二種の部類に屬する囚徒に至ては即ち第一種と第三種との中間に位する者移して善たらしむ可く又惡たらしむ可し而して囚徒の中多數を占むる者は多く此種類の囚徒なり現今專ら敎誨の効ありと認むべきは概して此囚徒に屬す然れとも第一第三の部類に屬するものと雖とも全く其効無しとするは僻見たるを免れす敎誨は第一種のものに對しては其憂愁悲歎の念を慰諭して全く失望に至らしめず又第三種のものに對しては其放恣殘暴の情を寬和して剛愎に失せしめさる効なきにあらさるを記憶せさる可らずと亦以て敎誨の實際に無効ならさるを見るに足る可き也

此他敎誨の無効ならさる最大理由の存するものあり是れ吾人の記憶して忘る可らさるもの也惟ふに如何に放恣無賴の徒なるも奸惡邪智の甚なるも亦是れ吾人社會の同胞ならずや帝國四千萬の兄弟にあらずや吾人は如何なる因緣ありて斯も恐るへき同胞を有し憎むべき兄弟を有するか得て之を知らされとも兎に角既に吾人の同胞たり兄弟たる上は之を矯正感化して再び善良の民に復歸せしむること社會の義務にあらずや吾人の責任にあらずや既に社會の義務吾人の責任とせは飽迄正道を以て敎へ至情を以て諭すの精神なくんはある可らず人兄弟姉妹の不治の疾病に罹るものある猶醫藥を絕せす醫藥固より彼に於て効無きを知るも之を退けて其死を俟たず人情の忍ぶ可らさる所なれはなり況んや治癒の望全くえれ無しとせさるに於てをや嗚呼復讐主義の時代は去り世は感化矯正主義の時代とは爲れり彼れ不良の徒と雖とも之を道理以外に放逐し其自滅を待つに忍ひんや

眼を開て世界の大勢を觀察すれ文明の潮流は滔々として漲溢し來り博愛慈善は世に稱揚せられ敵國の負傷者尙之を愍むにあらずや昨日醒風血雨の中に死生を爭ひし敵人も今日捕はれて楚囚となれば之を遇するに禮を以てす敵國の負傷者すら尙斯の如し況んや我日本帝國の同胞に於てをや凡ろ一國に博愛的慈善的事業の盛なるは自ら其國の文明を示すものなれは監獄敎誨の如き博愛主義の隆盛を圖るは海外列國に對し我日本帝國の品位を保つ所以にあらすとせんや嗚呼誰か敎誨を無効視するものそ

吾人今筆を擱するよ臨み語を帝國の監獄敎誨師に寄す諸君の斯道に忠實にして熱心なることは吾人の深く信する所又深く諸君に謝する所なり人の敎誨に對する彼れが如き觀念あるもの固より其人の誤謬に外ならず然れとも抑又諸君其責を分たさるを得さる可し吾人は賢明なる諸君に對して此に之を嗷々するの必要を認めず又反て事の不敬に亘るを恐るゝが故に今之を述へされとも吾人は唯諸君か益忠實に益熱心ならんことを斯道の爲め希望に堪へさるなり

問答

●炭坑事業に囚徒を使役する可否に就て貴社に質す　三池下里生

某法學士は囚徒を炭坑事業に使役するは刑法以外に一の刑を科するものなりとし囚徒の保護すへき理由

監獄雜誌　第5巻 第3号
矯正図書館

炭坑事業の衞生に害ありて危險なる理由等を列擧し痛論底止する處なし

或人去て之を某法學士に質せしに答へて曰く某氏の說敢て理由なしと斷言す可らさるも斯く痛論熱罵する程の價値ある議論にあらす今假に囚徒使役の可否は姑らく措き試に採炭事業は衞生に害あるのみならす危險の業たるを以て今日之を中止す可きやと問はん乎恐らく某氏と雖とも首肯せさる可し啻に首肯せさるのみならす石炭は文明の利器にして一日も欠く可らさる要品たるとい既に認むる處なる可し又之を採堀するの國家經濟上重大利益たるとも既に認むる處なる可し果して然らは此一日も欠く可らさる要品にして而かも其採堀の進否如何に據り國家經濟上に重大の關係を有する事業にして人力を假らす之を採堀爲し得へき器械あれはいさ知らす未た此器械なしとせは我四千萬の同胞中孰れか之に從事せさるを得すされは此時に當り某氏の論する如く衞生に害あり又危險なる業とせは第一に囚民を使役するか當然なるか將た囚徒を使役するか當然なるか囚徒を使役するか當然なるか識者を俟すして明かなり何となれは彼囚徒は社會に罪惡を犯し囚民に害毒を與へ既に法律の制裁は受けたりと雖とも未た社會囚民に向て謝罪的義務を脫却し居らさるものなり此社會囚民に向て謝罪的義務を脫却し居らさる囚徒をして一日も欠く可らさる我國の要品を採堀せしむるに何の不可かあれあらん國家經濟上に大關係を有する炭坑事業に使役するに何の不可かあれあらん啻に不可なきのみならす彼囚徒は社會の爲め囚民に先たち此等の業に使役せらるゝ義務を有するものと云ふも敢て謬言にあらすあれ余か某氏の說を駁するにあらさるも亦た痛論熱罵する程の價値ある議論にあらすと云ふ所以なり云云

以上兩說に就ては孰れか其當を得たる歟

海外通信

●普漏士國白痴院の狀況

普漏士國統計書に據れは千八百九十一年の白痴院現在數二十七にして十六縣に散在せり乃東普漏士州に一ケ所ブランデンブルヒ州に二ケ所ポムメルン州に一ケ所シュレージエン州に六ケ所ザクセン州に四ケ所シュレースウヰヒ州に二ケ所ハンノーフェル州に三ケ所ウェストファーレン州に一ケ所ヘッセンナッサウ州ニ二ケ所ライン州ニ四ケ所アリ其最舊ノ設置はウェストファーレンのブリロンにあるものにして實に千八百十四年の創立に係れり次てシュレージエンのシュライベルハウ白痴院は千八百四十五年に建設し千八百五十年代には三ケ所同六十年代には十ケ所の建設あり其他は皆近時の建設に係れり又千八百九十一年以降にも幾多の新設あり例之フランクフルト市の一協會に於て建設せるイットスタインのものゝ如き是なり其規摸に至りては甚た不同なり中には病院に付設せるあり又私人の事業なるもあり其最廣大なるはハンノーフェルのランゲンハーゲンにして五百五十人を容るゝに足れりザクセンのナインステットは五百十六人を容るへき豫定なり各院座席の總數は四千百七十九にして千八百九十一年の收容人員は大約四千四百人に及へり白痴院の大半は之か維持の爲め特設せる協會に屬し一部分は一私人の事業にして中には宗教上團體に屬するものもあり其自治團體の設置に係るは唯伯林市立ダルドルフ白痴院の一ケ所に過きさるか如し然れとも救貧法の新定に由り自今大に其面目を改むへし此等諸設置の基礎は從來薄弱なるを免かれさりしか將來は地方救貧組合に於て漸次進て之か設立に任すへく畢竟久しく私人の慈善事業に放任して顧みさりし所のものを公共の事業として益々發達せしめさるへからさるの時運に際會せるなり

寄書

●痴山君の犯罪者寫眞論に就て

碌々學人

再犯加重法は果して能く實際に再犯を防遏するに足るや否やは現今歐州の學者社會に於て議論區々一に歸せさる所なり然れども現に我邦の如き刑法に此加重法を採用しある邦に在ては飽まで之を遂行して再犯の豫防に努めすんさるへからす蓋し再犯者は刑罰の威嚴を懼れすして重て社會に抗敵しなる兇徒なれは特に其刑を加重すへきは當然の理と謂ふへし現行再犯加重法の因て起る所以又專ら此に在り然るに彼累犯者の奸黠譎詐に富める或は巧に前科を隱蔽し或は族籍氏名を詐稱し以て刑罰の加重を免るゝもの多々之れが爲め赫々たる法律の條文も又殆んど有名無實の空文と化し去らんとす是れ吾人の常に憂慮とする所なりき

然るに頃ろ監獄雜誌を閱し其第四卷第四號に於て痴山君の「犯罪者寫眞の必要及其費用の出處に就て」と題する一論文を得たり其說を概括

矯正図書館

れた累犯者の奸計毒謀を豫防して司法の神聖治獄の威厳を保たんには撮影の法に依るへきを論じ而して其費用は工錢の給與法を改正し其餘裕を以て之に充つへしと謂ふにあり是れ最も吾人の意を得たるものなり今日にして此設を得吾人は其司法上治獄上發する所妙ならさる信す

吾人の此設を賛する所以のものは其所設の斬新なりと謂ふにあらず其着眼の奇警なりと謂ふにあらす只彼の累犯者の奸計邪謀を防き刑罰の正當を保するを得るの最良手段と信すればなり痴山君曰はく（前略）余の考案を以てせは總ての受刑者を寫眞特徴の最なる者へ之を其裏面に摘記し置き之を其身分照會書に添付し調査の材料となしたらんには彼等の奸計毒謀を看破し容易に其正確を知るを得るに至らん（中略）一監獄署に於てのみ之を撮影するは他官衙の捜査に着も便宜を與へさるが如しと雖も犯罪者の多數は主もに二三地方部内に於て再三再四犯罪を爲すものにして數百里外遠隔の地に轉移動するもの實に僅々たる少數に過ぎさるは實驗に徴して明かなりと嗚呼是れ一個の照魔鏡にうらやや佛國の碩學クルヤルノセイ氏曰はく罪犯者は虎狼の如く累犯者は狐の如しと然り累犯者の奸黠狡猾なる尚狐の如し然れとも累犯者如何に狐の如くなれはとて此寫眞の一天照魔鏡を掲け來りて之に臨むときは其の奸計も邪謀も暴露の所なくして遂に化けの皮を現はさゝるを得さるならん想ひ起す明治七年江藤新平氏の亂を佐賀に起すや一敗地に塗り遁れて四國に匿る當時政府氏を捜索するに寫眞を以てす遂に逸るゝを得すして縛に就きたり是れ世人の今日尚能く記憶する所なり江藤氏の智謀を以てするも斯の如し況んや狗盗鼠竊の輩に於て何か有らんや是に於てか彼れ累犯者たるもの巧と前科を晦蔽し或は族籍氏名を詐稱して以て刑罰の加重を免かれんとするも能へさるなり可

（此の後半は判読困難）

之を寳貿するにもあらず只之を藏して官衙に保存するに於て又瑣々たる少數の之れ有らんや論者の如きは實に犯人の愛に陷ゆるものと謂ふて可なり

上來論述せし所にして多く謀無く累して犯罪者寫眞の今日に最大必要ありやせは吾人は此に當局者の英斷を假り來りて此設の實行を見るに至らんことを希て止まさるなり當局者果して能く吾人の希望を納るゝや否や

●密室監禁の待遇に就て

大阪　洋々散士

敢士は曾て職を監獄に奉するものなりしが今や去て司法部内にあり故に直接監獄の諸問題に關係なきが如しと雖ども能く之を研究するときは裁判所の監獄に關係する諸問題多々あり且つ敢士は司獄官吏中多くの舊知己を有し且つ寄事家諸君と文壇上の交誼を結ぶ故に年あり故に今爰に文壇上相見へさらんとするは敢士の忍びさる處なり故に將來奮て監獄に關する諸問題を研究せんとす而して先づ茲に密室監禁の待遇に就て聊か論する所あらん

抑も密室監禁とは犯罪の証憑充分ならさるものに對し罪實發見の爲め必要なりと思料したるとき檢事の請求又は豫審判事の職權を以て拘留訊問を受けたる被告人を監禁するものなり故に其の監禁の主義とする處は本人をして普通の拘留人よりも一層嚴格に證據の湮滅を防ぐにあり又普通の拘留人は監獄則に依り他人と接見するを得れども密室監禁中は一名毎に之を別室に置き豫審判事の允許を得るに非れは他人と接見又は書類其の他の物品を授受するとを許さゝるものなり是れ證據の湮滅を防ぐにあれとなり故に其の待遇たるや刑事訴訟法第八十八條に依り單に別室に置き書類其の他の物品を授受するとの場合は煩雜紛錯を避くるを得寫眞設の効用以て見る可し故に吾人は謂ふ此設の今日司法上治獄上發する所妙からすと

痴山君は更に論歩を進め其費用の出處に說き來りて曰はく（前略）吾國現行の法律に於ては既に遽ぶるが如く全く之を權利に歸しあるか如きを以て此法文の下に在りては之れが財政變更を許さゝるも果して愚悪的性質のものならんには宇國の法に働ひ吾正理公義に基き愚悪的の取扱即ち罪に其最高程度を規定し其範圍に於て各囚人の技能勉否及在監中品行如何を監察して之れか給與額を料定するの法を採らさる可らさると勿論なる可し此法に依て果して實行を得るに至らは各個給與工錢の内より撮影費を支辨して實に餘あるに至らん云々と吾人は此設の堅牢にして道理あるを見る素と元我邦現今の如き工錢を以て權利的のものと見做すが如きは吾人實に其何の故たるかを解するに苦むなり服役は刑罰の結果なり而て工錢は囚人の權利なりと謂はんか是れ前後矛楯の甚しきものならずや故に速に之を愚悪的のものと改むべきは當然の事理と謂ふ可し況んや其改正の結果より一て此最大必要なる寫眞費の財源を得るに於てをや固より給與工錢の餘裕を移して寫眞費に支用するとは財政上相當の規定を要すると勿論なりと雖も既に經濟の點に於て許す限りは之が規定を設くるは易々たるの業のみ

論者或は謂ふ者あり一度罪を犯せるもの其の寫眞の永く世に存するものとせんか即ち是れ其舊惡を社會に止むるの理にして折角罪に懲り過を悔ゆるものも放免の後他人の忌避する所となり正當の生活を爲すを得す而して再び罪を犯すに至らん此の如きへ夫の犯人の顔に烙印せし者と何ぞ擇ぶ所あらんやと是れ未た其の一を知て其二を知らさるの說にして畢竟深く思はさるのみ若し其寫眞にして公然世間に流布又は之を賣買するが如きことあらは論者の憂ふる所亦理なきにあらす其幣害の對へ能をを知る然れとも其幣害之を世間に流布するにもあらす

二要素ある而已然るに大阪府監獄は此の主義を誤解し密室監禁とは古の所謂彼の拷問なるものと等しきを爲し從て其の強情にして自白せさるものに對して之を行ふが如き考を有するものゝ如し故に其の主義常に苦痛を與ふることに汲々たり此を以て密室監禁中は一回の入浴を許さす且つ其の密室の字義を誤解して始ど闇室の如き待遇を爲せり現に大阪府の密室監は其の構造僅に空氣を流通せしむる而已にして始ど闇室と異ならさるが如し而して晝間は閉戸夜間は戸を開き爲めに寒風蕭々肌を刺すの苦痛を與へ炎威赫々たる夏日には密閉夜間就眠時間までは蚊帳を與へすして之を苦むるが如き實に見るに忍びす故に密室に六十日間も監禁せられたる者は始と歩行することも能はさるが如し我立法者は決して如斯密室監禁を以て苦痛を與ふるの主義とせさるや明なり果して之を苦痛を與ふるの主義とせさる豫め身體の強弱を醫師に診斷せしめさる可らす然るに之を爲さゝる所以のものは蓋し密室監禁を以て苦痛を與ふる主義とせされたなり記して以て湖江諸君の卓設を聞かん

●看守の豐年を祝す

宮城集治監　末永彌右衛門投

抑も本年は如何なる吉年ぞや檀々たる白雪の候勅令某號を以て諸氏の增給あり梅櫻娟を競ひ美を爭ふの時に當りて艮人圓俸を受く豈に諸氏の欣喜幾何ぞや實に諸氏は櫛風沐雨の苦酸を嘗め熱天凍體の艱を忍び三百六十五日晉つて寧日なく終日奔走馳驅して赤衣の奸徒を戒護し而して得る處の報酬僅かに六圓之れか百分の五の積金を差引たる實に五圓七十錢なり僅々たる五圓七十錢を以て妻子眷族の細口に充て或は家賃の督促に遇へ或は米屋の仕拂に窮し獄務に精を盡さんと欲せさる家計に疎なり家計に心志を勞せしめて獄務に精を盡す能はす如此有樣なれば固より新聞雜誌を購ふなく偶々之れを購ふも之れを讀むの閑なく社

矯正図書館

會の活事物は殆んど夢中に經過ー眼中只監獄あるを知て社會あるを忘却するもの丶如ー却て說く昔時獄制の完全ならざるの時に囚人其入監の前後によりて陰然古參新參の懸隔をなし古參の囚は獄主の如く又獄吏の如くなりと然るに其習弊延へて今日の看守中にも亦此余熱あるか如ー即ち古參看守は新拜命の看守を見ること子弟の如く陰に其事務の不熟を笑ふもの丶如く其失を喜ぶ者の如ー然れども之れ無理なー何んとなれば斯く猛劇なる職に奉職の久ーけれた久ーき程社會の事物忘却從つて其志想野昇に流れ全く囚徒に化ー其言ふ處のものは同僚の品評にあらざれば上官の監督に小言を吐き或は休憩時間の不足を憤り起きては食へ食へては出務ー出務終れば復た食へ寢々ー て彼の養兒の徒らに肥大を乙れ事となすか如く只俸給を受け取るの日こそ早く來れと謂へ日を數へ指を折り待つ焦かるゝものゝ如ー筆ー去り筆ー來れば實に諸氏の境遇こそ些々たる五圍七十錢の爲めに進歩的なる社會の時運に後れ身を危險なる奸徒の中に處ー恰も北海の薄氷を蹈みつゝあるものと云ふべーけ故に於てか當監長屋典獄官つて看守を堂に集めて公言ー て日く身を以て國家の職性に供するの點は直接囚徒を戒諭する處の看守者を評するの適語なり去れど諸氏は一朝囚徒の性命を賭ー て暴發するに際せば諸氏の性命は一片の朝露と化ー去るべーけ故に平素出務の際は妻子と三つ盃をさしかわー假りに最後の別れを告ぐへーと嗚呼典獄の言去れ到れり盡せりと云ふべー實に諸氏は斯く危險に身を横たへ性命は朝夕を計られざるの戰にありて す時も安堵の思なかりーに天幸ひに捨てず玆に增給の恩に浴ー欣然とー て蘇生するの心地せん玆に於て余は一太白を浮べ三つ盃に又重子四五盃呑んでへ櫻色を誦ふて以て大に說すと云爾

●監獄教誨の主義

筑南逸儒生

監獄の教誨たる本來感化遷善上最も緊要の機關にー て感化上適當なるものと認めたる以上は固より其主義の如何に至て敢て之を問ふの必要あるとなー然れども人或は宗教的主義を非難ー て日く宗教教誨は憲法第二十八條信教の自由を侵害ー所謂心靈に迄て羈絆するものなりと又日く人倫以外の眞理を說くを以て疑必す生ー監獄の教誨とー ては適當なるにあらず寧ろ道義的教誨の單純輕妙なるに如かす故に總囚教誨には道義的主義を執り各自の撰擇に任ー て宗教々誨を爲すへーと吾人は元來哲學上の事たる最も暗きか故に宗教其ものゝ利害得失を判斷審査する能はずと雖も然れども監獄の教誨は却て宗教的主義を以て適當なるものと信せり何となれば宗教的主義佛教々誨は以て實地に適切にー て且つ大に功驗あるを見ればなり

宗教的教誨か憲法第二十八條に違犯すとの意味は蓋ー宗教は門派一定ならざるか爲に或る一派の爲め他の歸依者を壓抑するの恐れあるを云ひ又人倫以外の眞理を說くとは佛教の所謂轉述開悟を說くを以て斯く云ふなるへー果ー て此點か主體となりて宗教的教誨を非難するものとせばこは是れ未た宗教の何物たるやを解悟せざるものなるへー何となれば佛教は所謂轉述開悟即ち安心立命を說くを以て唯一の本領と爲すものなりその誤信に外ならざればなり

佛教に五善五惡を說て曰く此世に於て端心正意衆惡をなさゞれは甚た以て至德たりと德は即ち萬行の基本なり故に之を換言すれは人の此世にある間は人倫五常は眞に人道たり苟も人とー て人道を履まざれは罪惡たるにより必す之に報苦なる刑罰伴隨すへーと彼の五惡五痛五燒と云も思ふに此に外ならずこれはこう疑ひもなく善行を勸化するものに非すー て何うや是を以て之を見れは佛教は現世に在りては人道即ち五常の道義を說き依て以て幾多罪惡の徒を感化ー得へく未來に在りては眞理を網羅ー たる教法即ち安心立命を說くの二者たるは宗旨の何たるを問はす其本領たるへきものに相違なく此れか外に求むへきの本體あるとなー否な此の眞俗全からざれは眞の宗教にあらざるなり故に道義は宗教以外に存立ー たるものとへ決ー て斷言すると能はす又二個の道義あるへき謂はれあるとなー

如斯道義は果ー て現世に於ける宗教の目的なりやせは寧ろ單純なる道德家を擧くるに如かすと云の疑ひあらん然れとも凡そ物必す形影ありて存するにあらすや元來監獄の教誨へ多數の囚徒に向て感化を促すへきものにー て而も囚徒の多分は佛教信者にあり今或る大監獄の比較を見るに

總囚千七百十五の內

神道四十一耶蘇五不詳十五其他佛教信者にー て眞宗八百五十九淨土百七十九眞言二百二十三融通二禪二百六十二日蓮九十七天臺三十二

然らへ即ち此の多數の佛教信者に向て宗教的教誨を施すせんか教誨師は實に形だり教育や實に影だり般ー て物は其主體即ち形を存ー て指示教導するにあらざれは多くへ感情の噴發に過激疑念を生するものなり況んや囚徒の一群に於ておや之を以て此の形影相隨するの主義に依り信者多數の歸嚮に應ー宗教を以て教誨を施さは感化上豈單純の道義的を以てするものゝ比ならんや其及ほさるや遥に遠ー之れ恰も軍略の議に乘ー曠に應するものと何ぅ擇はん只其自己所信の說教を聽聞せんと欲するものは宜ー く之を個人的教誨に任せんのみ然れとも頭數の割合に應ー少數の者は之か爲に決ー て壓抑せられたりとは云ふべからず何となれは教誨は囚徒に向て宗旨擴張の媒介現たらされはあり若ー或へ我田に引くに水を以てするか如き愛を以て說を爲すものあらは是れ宗教の罪にあらすー て教誨師其人の罪に歸せさるへからす故に予輩は謂へんと欲す總囚教誨は主とー て佛教中の人道を說き個人的若くは調

統計

●廿七年度監獄費豫算府縣會決議額　今監獄建築修繕費　合計

府縣				
東京	○			九四、六七〇　六八八
京都		二、四四二、二二九		九四、六七〇　六八八
大阪		四、六六二　〇八〇		一六八、一〇四　三五一
神奈川		二、五九七　四〇九		一〇二、七四一　一九三
兵庫	○			
長崎	○			
新潟		八、四四八　八一〇		九九、二一九　八七四
埼玉	○			
群馬		一、七四七　八二一		七二、六二三　五六四
千葉		一、七六九　三一〇		六三、五六三　一九五
茨城		五、〇一五　〇四二		八四、七一〇　二五二

矯正図書館

| | | |

矯正図書館

第一表

| 上欄放免の理由 | 放免者数 | 放免者の中五年以内に更に刑を受けたる者 | 更に受けたる刑名 | | |

矯正図書館

とを望む

●監獄會計管理に就て一言す

正學堂人

府縣監獄費を國庫支辨とすれは會計の管理方不行屆となり隨て不經濟に流るゝとあるへしとは某々一派の政客頻に論して已まさりしか近來監獄費國庫支辨論の勢力頓に加り多分次期の開會中よは兩議會を通過して彌々法律となるの好望あるに至りたれは今日となりては復たかゝる僻論を爲す者も非さるへしとは信すれとも世上には往々誤を傳へて喋々する者もなきにあさる樣に聞ゆれは簡單に一言して實際かゝる憂のあるへきにあらさる所以を辨すへし國庫の會計は常に檢査院の監督を受け實に微細なる點までもやかましく責めたてらるゝなり檢査院の官吏は皆會計專門の人々なり殊に檢査にのみ從事すれは經驗に經驗を重ね眞に氣味惡き程によく氣かつくなり一例を擧くれは某監にて作業材料なる紫檀の出納に就て驚くへき微細に涉る推問を受けたるとありとか聞けり其次第は勘挍減り通常より多量なり（勿論通常の減量を示して）其故如何と問ふにありかくまで精密なる檢査の行屆くと概して現在の府縣會に望まるへきや府縣會の議員には實業家も少からされは隨分時と業とによりては細事までも檢査の行屆くとあるへしと雖萬般に涉りてしかるとを得へきや甚た覺束なし故に會計の監督は國庫の方寧ろ嚴重なりと謂ふを憚からさるなり現に府縣の監獄にては往々不始末の談あるとを聞けとも集治監にては未た曾て甚しき醜聞を洩したるとなし是れ一には人物の如何にもよるかは知らされとも主として組織方法の然らしむる所なるへしと予は信して疑はさるなり世上若し彼の論者の僻說を妄信する人あらは希くは迷霧を散して斷然國庫支辨論に贊成せんとを監獄費國庫支辨は理論上適當なるのみならす事實上にも極めて便益なり監獄の改良之よりして愈々其歩を速にせさるへからすもし其速とならされは是れ純ら當局者の責なり嗚呼氣の毒なるは當局者なり殊に內務省は難局の衝に當りて困難一方ならさるへし如何となれは是迄數回政府より提出せる議案に由れは三百餘萬圓にて府縣監獄費を悉皆負擔するといふことなれは實際此金額を以て運轉せんと非常の難事なるへけれはなり是迄は地方に由りて百般に涉り差異あるを免かれす大體に費用の當なる地方あり（是は至極當なるへけれとも）一部は當なるも一部は强て切詰めたる地方あり其は全般に費用の不足なる地方もあり而して實に甘藷せは適當なる方法を以て行刑するに足りたけ甘藷を給せらるゝ地方は皆無とも言ふへき有樣なれは單に甲乙各地方を平均するのみにても容易の業にあらさるに況や獄事の改良を成功せんとするに於てをや何事にても文明的の改良といへは概ね多額の費用を要すると勿論なり然るに監獄改良の如き殊に多貲を要する事業にして現に歐米諸國にては驚くへき莫大の費用を拋ちても尙十分の效果を收め得す頻に困頓するの際我國にては費用を增加せすして十分に改良を爲し遂けんとす之を困難にあらすと言ふへけんや且や各地方の平均を全ふせんと欲すれは不足の地方より增額を請求するのみにて比較的に餘裕ある地方（絕對的に餘裕ある地方は斷してあるとなし）に於て減額を甘諾する者とてはあらさるへし是れ監獄の如き秩序を重んする向に在りては實際頓に從前の費用を減一かたけれは決して無理ならさる所なりされは比較的に不足なる地方の不足をは如何して補足すへきか是れ眞に當局者の苦慮煩惱する所なるへし政府は數々改良を實行するとを得へしと雖も其均を全除くへし云々の明言ありたるとにより觀れは國庫支辨ならは決して依閒に付すとなく若々改良均一の實效を擧けさるへからさるへし是に至らは甚困難果して如何あるへきか當局者には自ら此難局に嘯するの覺悟あるへし予は刮目して拜見せんとし今より其日の來らんを樂み待つものなり

●囚人の學業教授

中外散人

方今の規定によるときは囚人にして學業の教授を受くるは單に十六歲未滿のものにとゝまり其以上の囚人は如何に本人の希望するとも又如何に甚しき無敎育者ありとも毫も之を匡濟するとを能はす犯罪人改善上遺憾の至といふへきなり無敎育の犯罪の一源因たるや啻に吾人の實驗のみならす萬國の識者の齊く唱道する所にして殊に外國には必要あり且效果の希圖あらんには年齡に關せす授業するの規定あるを例とせり抑も我國の監獄則に於て學業を十六歲以下の囚人及懲治人に限りたるは蓋し所謂懲戒主義の盛に行はれたる時代の反射にして其理由は監獄は刑罰を執行して懲戒を加ふるを主要とするなれは囚人等の利

益を計りて學業なとを授くるに及はすと云ふにありしとなるへし是の如き議論は大體今日にては不通なると今さら辯する迄もなきとなから本來刑は刑なきを期すると古今東西を問はす刑罰の大原則なるにより懲戒なり改善なり凡ろ犯罪人を減少するに效ある手段は網羅して應用すへきとなり然れ‧は犯罪減少の一手段たる改善の爲めに有效なる學業を他の一手段たる懲戒の爲めに益なしとて禁忌するは實に謂れなき次第なると明なり教育と道德とは相關聯するものなり教育なきものに道德を實むるは無理なるへし教育ありてこう始て道德を知るとなれ今の世には絕對的無教育者とては恐くは一人も非さるへし設しや學校に入り又は師よ就て學業とて習ひたるとはなきにもせよ父母の說話を聞き他人の談論を聽きて多少心に覺る所は必す之あるへし夫の世に憐むへき生來の聾啞者を見よ近時は漸々教育の端緒も開けたるとなから其無教育者に至りては他人の說話を聽聞するの便宜あらさるに由り殆と犬馬にも近きまてに事理の辨別なきにあらすや若し又人を幼時より山中に放ちて一切他人との交通を遮斷し置かは其心性の鄙劣ならんこと必すや禽獸に異ならさるへし是れ實に當然のことなるへし如何となれは人なりとて生來道德を辨知するものにあらされはなり勿論人には先天の道德性あり是を以て教ふれは道德を辨知するに至るものなり之を禽獸に異なるの一大要點とす

頗る失當の譬喩にはあれとも今玆に假に犬を以て一例となさんに犬は素より道德を辨知するものならす然るに小時より人に飼養せられ且久時馴致する所あれは隨分所謂おあつけ位の言語をも解し甘味を目前に置きて敢て食はす又室内に美食あるも決して濫に採食せさる樣になるものなり是等をも或は道德と謂ふへきか尋て如何して能く此に至るかといへは一には飢に苦まされは自ら膺揚なるところもあり二には屢と鞭杖を當てられ懲るゝ所もあるか故なり是を以ても行刑には改善と懲戒との二要素なかるへからさる所以を諒知すへし乃道德的教育と痛苦的懲戒とは畜犬を教ふるの要具あると同く犯罪人をして犯罪を斷念し良民的の生活に心を寄せしむるの最良手段なり道德的教育といへはとて單に學業を指稱するには非す職業も其中にこもれり風俗習慣もこもれり結局人の品位を道德的且風俗的に上進するを謂ふなり以上論するか如くなれは學業の教育も囚人の爲めに必要なると眞に瞭然たれは監獄則改正の際には囚人學業の制限を解かれたきものなり既に本誌にも此說の出てたると再三なる樣に記憶すれとも暫時中絕の姿なれは當局者の注意を乞ふ爲め更に禿筆を役して一言すると爾り

●幼年監は特設を要す　東海浪士

幼年監は眞に嚴劃の建設を要す同構内にありて僅に目かしく板塀位を以て形式上の區劃をなすに過きさる樣にては吾人の憂慮已む能はさるなり既に歐米には漸々幼年監特設の企畫あり又實行したるも少なからす米國の如きは有名なる達眼の監獄慈心家リウ井ングストン氏等の主唱により紐約克傍近のランダル島に千八百二十五年を以て始て特別の幼年監を設置し其翌年はボストンにも創設あり延ひて今日に至りては米國の各州に特別幼年監の設けなきはあらさるまての盛況となり大規模のもの五十ケ所以上にのほり小なるものは尙一層多數なりと云へり其拘禁幼年囚の總人員は一萬二千以上にして能く六割以上の再犯を防遏し得たりと聞く（故に再犯に陷いりたるもの四割）幼年囚の割合としては先有效の成績なりとするへからす向後益と改良の功を積めり幾層の良成績を得んと期して待つへきなり然るに飜りて我國の狀態を顧みれは實に痛歎に堪へさるものあり泥棒學校の稱は幼年監にありて愈と適切なるを見ると思へは竦然の至りにあらすや

幼年囚に關する問題は是迄も毎回萬國會議の議事に上り次回には特設の可否をも討議する所あらんとせり予輩は今より其必す特設の議に決せんとを信して疑はさるなり就ては我國に於ても此方針を以て計る所あらんとを切望するなり尙既に屢と論したるか如く現在の懲治監は監獄と絕緣して別箇の學校組織となしたきものなり

●營養に就て

品目	代價	蛋白質	温單位
牛肉（腿肉）	二十五セント	六八（グラム）	八七〇
同　同	二十セント	八六	一一一四
同（春肉）	八セント	二一八	二七九五
小羊肉（腿肉）	二十二セント	七七	一〇七五
塩豚肉	十二セント	九	七二九五
鷄肉	二十二セント	一二七	六九五

矯正図書館

鮭	三十セント	五四	五二〇
鱈	七セント	二五九	一一〇五
牡蠣	二十セント	三六	三二五
鶏卵十二箇ニ付二十五セント		七七	四一〇
牛乳一クワルトニ付七セント		一〇九	二一八〇
乾酪（チース）	十五セント	二一三	三四二〇
牛酪（バター）	三十セント	一一	三〇八〇
砂糖	五セント	一一	九〇九五
小麥粉	三セント	四一八	一三六八〇
小麥製パン	七セント半	一三六	四二五五
裸麥（玉蜀黍）粉二セント半		五一八	二〇二三〇
蕎麥粉	五セント	三四五	九一九〇
馬鈴薯	一セント四分一	一六三	七六九〇

右の表は米國アトウァーター氏の調査に係る各食品の代價と養價との對照なり其目的は巧に食品を選擇し且其調理配合を誤らされは比較的に廉價を以て十分の營養を成就し得へきことを示すにあり同氏の說に由れは百二十四グラムの蛋白質と三千五百箇の溫單位とを必要とすと云へは曾てウァー氏の計算せる蛋白質百十八グラム溫單位三千五十箇に比し若干の增量となれり蓋しウァー氏は大學教授及學生の身體を主として調査しアトウァーター氏は職工を主として調査したるに職由すへしと云へり爰にはラーデマン氏「如何に職工は身を養ふや」と題する一書を公にし其中に一家六口の職工一年の費用七百四十マルク五十六ペンニヒより食品の選擇を巧にすれは二百三十六マルク八十六ペンニヒを減し得て五百三マルク七十ペンニヒを以て反りて一層佳良なる營養を遂け得へしと說けり畢竟營養は代價の昂低如何のみには由るものにあらす寧ろ品種の選定と調理とに由るを知るへきなり監獄に在ては殊に廉價を以て食事を辦せさるへからさることなれは廣く材料を蒐集して右の如き見易き表を調製する者あらは食品選擇の指針として其效果實に妙少ならさるへきなり

●萬國監獄會議規則竝に問題は左の如くなりと云ふ

●千八百九十五年巴里府に設置第五回萬國監獄會議規則

第一條　第五回萬國監獄會議は千八百九十五年六月巴里府に開會す

第二條　左に列記する者は萬國監獄會議の議事に參與することを得

（い）各國政府の派遣員
（ろ）國會議員
（は）參事院議員
（に）學士會會員
（ほ）萬國監獄會議の準備より參與したる委員
（へ）監獄局高等官
（と）上等及下等裁判官
（ち）官立大學校及分科大學教授
（り）監獄協會及出獄人保護會社の派遣員
（ぬ）萬國準備委員會より特に招待を受けたる者就中監獄學上の知名者監獄及感化院の役員等

第三條　萬國監獄會議會場の入口にて交附する所の入場券を携帶する者にあらされは何人たりとも總會の議席に列することを許さす但入場券は一枚一人を限りとす

第四條　假事務局は萬國準備委員を以て之を組織す委員は萬國監獄會議開會四日前に指定の場所に集會す

第五條　總會は第一回の會合に於て萬國監獄會議會員の資格を調査し事務局員を撰み及議事の順序を定む確定の會員免許を受けたる者は入會料として二拾法を納附し入場券一枚を受取るへし

第六條　會員は議事の準備の爲め四部に分かれ各部の問題を假に査定して之を總會に提出するの義務を有す

第七條　部の區分は左の如し

第一部　刑法問題
第二部　監獄問題
第三部　豫防問題
第四部　幼年者及未丁年者に關する問題

第八條　會員は各自其付屬せんと欲する所の部を撰定すへし但數部の議事に參與するも妨なし

第九條　各部に於ては事務委員を撰擧して之に報告書を總會に提出することを委任す

第十條　萬國監獄會議の議事に關する報告令達照會建議案は總て之を各部に分配す

第十一條　部會は每朝各部員別々に其所定の場所にて開會す

第十二條　總會は每日午後其會議場にて開會す但し

議長特に之に反する決定を爲したるときは此限にあらす

第十三條　各會員は會議場の入口に備へある出席簿に署名すへし

第十四條　議長は議場の警察權を有し及議事を指揮するの權を有す

又議長は事務委員と協議して議事日程を定む

第十五條　總會は報告委員の査定案に付討論を盡したる後に投票を以て其可否を決す

報告委員の査定に係る修正案は提出者の氏名を記し五名以上の贊成者を得て事務委員に差出すことを要す

第十六條　決議の投票は部會にては六名以上總會にては二十名以上の請求者ある場合には常に指名點呼を以て之を行ふものとす

第十七條　投票は國別に採收し「アベセ」順にて之を類別す

第十八條　總會に於ても部會に於ても總て討論終結前に出席簿に署名したる者にあらされは決議の數に加はることを得す

第十九條　書記は總會又は部會に於ける議事の順序目的並投票の結果を記載したる調書を調製すへし

第二十條　議題外の建議並總て報告書若くは告知書の朗讀は事務委員の許可を得るにあらされは總會及部會にて之を爲すことを得ず

第廿一條　議事日程又は先決問題は常に臨時の動議案より先に議するものとす

第廿二條　一會員の演說時間は十五分時間を超過すへからず

第廿三條　討論には佛蘭西語を用ゆと雖も會員は又他の國語を以ても辨論することを得

此場合には書記の一名は其論旨を簡單に通譯すへし

第廿四條　議事に關する報告書の正確を保證し及其印行に便せんか爲め演說者は成る可く速に其演說の草稿若くは拔萃の類を事務局に差出して編纂者の用に供すへし

報告書は佛蘭西語にて刊行すへし

●千八百九十五年巴里府開設第五回萬國監獄會議佛國政府提出問題

○第一部　刑法問題

第一　重て同一の罪を犯したる者にあらされば再犯と認むへからさるか

刑の加重は再犯てとに爲すを要するか

第二　刑は最廣義に於て刑種に加ふることを得るか

若し然りとせば如何なる特別の苦役を之に科すへきか

第三　外國に於て爲したる刑の宣告に付本國に於ても或効力を有せしむることを得るか

第四　輕罪の被害者は近今の法律に由りて其加害者より拂はるへき損害賠償を得へき爲めに十分保護せらるゝことなるか

第五　刑法には重罪輕罪違警罪の三區別を存することを要するか

若し右の三區別を要せずとせば如何にして之を簡單にするを適當とするか

第六　流浪罪及乞丐罪を組織するものと認むへき正確の行爲如何

此種の行爲は如何なる限界及如何なる方法を以て矯正するを適當とするか

第七　若年の女子を欺罔し賣淫を爲すことに決意せしめ鄉國を出去らしむる者に對して採用すへき刑罰如何

第八　立法に於ては刑法の如何なる種類の違犯に對し又如何なる條件に由り及如何なる程度を以て左の方法を許すを適當と爲すへきか

(い)裁判官に於て非行ありたる者に裁判宣告に換へて戒諭又は訓告を爲すの方法

(ろ)裁判官は罰金禁錮或は其他の刑を一旦宣告すと雖彭犯人更に處刑の宣告を受けさる限りは其刑を實行す可からすと宣告したる者に對し其刑の執行を猶豫するの方法

○第二部　監獄問題

第一　囚人の骨格測度法に關する方法を普通に且均一にし又本件に就て有益なる注意を交換し得へき方法を設定すへきか

第二　作業、紀律、衞生に關して男監の爲めに設けたるものと甚しく異りたる特別規程を女監に適用するを可なりとするか

又婦女には特別なる懲罰を科するを適當と爲さゝるか

第三　作業を以て義務と爲さゝる所の刑期の進行中

矯正図書館

に自由剝奪の罰を科し得へきか
總て監獄に於てハ作業ハ秩序、豫防、改善及衞生の根基として必要缺くへからさるものにあらさるか

第四　囚人は工賃を受くるの權利を有するか
又作業の所得金は其中より各定役囚に給與すへき一部分並に賞與の名義を以て改悛の狀顯著なるものに與ふへきものゝ外は首として同一種類の定役囚の給養費に充用せさるへからさるか

第五　囚人をして恐懼心に同しき程度の希望心を惹起せしめんが得めに之を誘導するには賞與を增加するを可なりとするか

第六　監內の懲罰は如何なる方式及如何なる條件に因りて之を言渡し且之を執行するを要するか

第七　一般の紀律を有効ならしめ及定役囚の改悛を促す爲めには最善者若くは最惡者を撰拔することを有益なりとするか

第八　左の場合に於て精神病に罹りたる定役囚人の刑期計算は如何なる原則に據るへきか
（い）精神病に罹りたる定役囚の監獄に屬する特別病室に入れられたる時
（ろ）精神病に罹りたる定役囚の普通癲狂院に移されたる時

第九　監獄制度に於て方今に至る迄囚人の類別に依りて爲したる身體運動の結果に十分に滿足なる注意を爲したるか若し未た十分之に注意せさるときは之に注意せしむへき方法如何

○第三部　豫防問題

第一　囚人の出獄の際其蓄積金を浪費するを防き且其資產を失却せるにより再犯に陷る者を防くには如何なる方法を採用するを適當とするか

第二　監獄內の學校及其文庫をして眞に囚人（未決囚及已決囚）の爲に用を爲すに至らしむるには如何に之を組織するを要するか
殊に囚人に適切なる定時刊行物及其他の書籍を囚人に差入れしむるを要するか

第三　刑法上責任なき加害者又は重罪若くは輕罪を犯したる時に其責任を輕減せらるゝ所の犯罪人に對して社會の安寧を保護するか爲めに如何なる方法を採用すへきか

第四　再犯に陷りたる壯年の流浪者を行政上の處分を以て無期限にて工業者に委托することは有期の刑に處するに優れるか

第五　犯罪豫防上耽酒者治療所の利益如何又此治療所の實驗上の結果如何

○第四部　幼年者及未丁年者に關する問題

第一　幼年の男子に關しては刑法上の未丁年の境界を徵兵適齡と同一の程度にまて延長するを以て相當とするか

第二　親權の失權に換はりて國家の監護權を以てするは如何なる場合を可なりとするか
監護權に關して判決するの權限は何れの場合に於ても刑事裁判所に與ふるを適當とするか

第三　刑法の各種未丁年者に應用すへき各種監獄を廢して換ふるに懲治監なる單獨のものを以てするを要せさるか
就中單純なる乞丐及流浪者には監獄の輕きものなる豫防學校を置くを適當とせさるか
未丁年者の乞丐及流浪の行爲を防制する最有効手段如何

第四　過失若くは逸犯（刑法上の）の罪ある幼年者の處分は如何なる官衙に於てこれを取扱ふへきか
此等の過失若くは逸犯は如何なる根基と如何なる原則とに從ひて左に列記する數項の一に依りて處分すへきかを決定することを要するか
（い）刑法上の裁判を宣告し及普通の監獄に拘禁する事
（ろ）不良の少年を特別懲治監に入るゝ事
（は）官衙の監督に屬する孤兒院に移す事
此の類別を爲し又は其宣告を決定するには幼年者の年齡を以て唯一の根基と爲すへきか又果して其年齡を唯一の根基とするには如何なる條件を要するか
（に）前數項の幼年者は如何なる原則に由り且如何なる手續に從ひて假りに又は條件付又は無條件にて放免せらるゝことを得へきか
（ほ）未丁年者の再犯者と認めらるゝには如何なる條件を要するか又此場合に其再犯は如何なる結果を生するか

第五　幼年監に於ては概して體育に重きを置くことを必要となさゝるか

第六　刑法に從ひて未丁年者を懲治監に入るゝにハ

在監の最短期を定むるを以て適當とするか
未丁年者の處刑せられたる場合に於ては刑法を以て丁年に達するまで懲治監に閉鎖すへしと定むるを適當とするか

第七　保護者のあるとなきとを問はす出監する幼年者は如何なる方法を以て且何人の之を監護するを要するか此目的を以て出獄人保護會社に依頼するには如何なる程度を以てすへきか

第八　刑法に從ひ未丁年女子の賣淫を豫防し及之を矯正するの方法如何
外國人に傭役せられ又は他人に誘惑せられて不道徳の行爲に陷りたる少女の賣淫を豫防するの目的を以て諸外國と協議することを得るの望あるか

通信

○●廣島縣聯合府縣典獄會錄事

本會は明治廿七年二月十二日より開會仝十七日を以て閉會せり會場は縣會議事堂を以て之に充てり開會中は鍋島本縣知事時々臨場せらる尚ほ本會に列席せしは六角京都府典獄、小林大坂府典獄、櫻井兵庫縣典獄、高本奈良縣典獄、新妻三重縣典獄、樋口滋賀縣典獄、高木福井縣典獄、小島富山縣典獄、遊佐島根縣典獄、西村岡山縣典獄、岡野山口縣典獄、福田和歌山縣典獄、白倉德島縣典獄、田中香川縣典獄、若山本縣典獄、山崎愛知縣看守長（典獄代理）等にして出張官坪井內務屬も亦臨席せり

會頭は出席曲獄多數の求めに依り若山本縣曲獄會頭の席に就きて議事を整理し又開會の時間は午前九時より午後五時迄と定め而して本會の決議及協議事項の重なるものは即ち左記の如し

○決議事項

第一「敎誨師の定員を定められんことを其筋に望む」は原按に決し（京都府提出）第二「看守の服制を改正し（服制は目下其筋にて改正の議ある趣に付玆に畧す）且つ服地ハ羅紗に改め從來給與品の外尙ほ白色の襟「カフス」手袋を增給し劍制は之を一定し其外貸與品は從前の通りとなし又押丁の服地は小倉とし羅紗の外套短靴二足「ケートル」一足肌着袴下、靴下を給與し其他貸與品は從前の通りにせられんことを其筋に望む」は原案に決し（香川縣提出）第三「監獄支署の名稱は去る廿三年訓令を以て定められ地名を監獄支署に冠することとなれり此は少しく實際に適せざるの嫌あるを以て裁判所の支部警察署の分署に於ける如く某府縣監獄署某地支署と稱することに改正せられんことを其筋に望む」は原按に決し第四「敎習中の看守は設置程度外とし其人員は定員の二十分一と定められ度とを其筋に望む」は原按に決し第五「看守の精勤證書を有する者は平素其光榮を表明する爲め佩章の制を設けられ度と」は原按に決し（以上廣島縣提出）第六「監獄炊事作業物品出納等の事務補助の爲め府縣稅雇を置くことを得へき旨達せられんことを其筋に望む其人員左の如し一在監人五百人に付十人とし五百人以上百人を增す每に一人を加へ五百人以下百人を減する每に一人を減す、二監獄支署ある地方に在ては前定員の外支署每に一人を增置することを得は原案に決し第七「假留監に押送する四人は看守をして押送せしむることに改正せられんことを其筋に望む」は原案に決し（以上兵庫縣提出）第八「各敎管長に對し放免囚保護事業に專心投意せんことを訓諭あらんことを望む」は原案に決す（富山縣提出）

○協議事項

第一「刑事被告人の貫籍を詳悉するは囚籍編成上重要の件に付き名籍原簿記載例第二項の本籍は府縣郡市町村（番地）（同居）（何誰附籍）（町村無家）職業身分等の詳記を要す」第二「其第三項の最終居住地も（仝戸寄留）（單身寄留）職業身分等を取調ふるものとす其必要畧前項に異なることなきも一は營生の程度及犯行の原因を質すの資ともなるを以てなり」第三「其第五項出生別は公生私をも明記するの外尙ほ（父母庶子）（母名私生子）をも區別せんとす之れ生育及親屬の關係等を知得するの必要あるに依る」第四「其第六項の婦女は生家の姓をも併記して婚家と實家とを判明ならしめたし」第五「其第七項の子孫は（長二三男女誰）孫誰とし婦女名の假名字を用ふるものは總て平假名を使用せんとす其平假名を用ふるは字畫屈曲多きを以て自然誤謬を防くの便あれはなり」第六「其第八項兩親は實養繼父母なれは其名鼻姑は氏名兄弟姉妹又は義兄弟姉妹とし悉く其名を記載し身分取調の便に供す」第七「其第十七十八項の裁判所名及宣告年月日は重き刑の外は備考欄內に併記しては如何」第八「其第二十三項刑事被告人の名籍中へは其終結事由年月日欄內同一の監獄と雖とも（年月日裁判

矯正図書館

確定）等四人監に移したる事由を摘記し及出監番號をも付記するを要す」第九「放免縣簿記載例中第二項起算及監視滿期年月日の下押印とあるを捺印欄内に斜線を書し下部を調査終了（主任者）の印とし上部を典獄の印としては如何」第十「死亡帳中へは危篤届の年月日を記入せんとす」第十一「領置貨物の内有價物は品目價格を詳記し物品會計官吏に於て一定の書式を用ひ受渡の手續を爲すを要す其取扱順序は甲署より送付したる有價物品を乙署に受領したるときは其證を甲署に送付し甲署は此證を以て結了するとせん」右各項は内務省出張員より希望の通處理するも差支なき旨說明ありたり第十二「作業受負人は常に工場に入り作業のことは一切（監獄事務の事は取除とす）處理するを希望するは一般皆然りと雖之を許すときは大なる弊害あり然るに其方法たる有價物品を乙署に受領したるときは作業受負人必要あるときに限り典獄の許可を經て看守の付添へあるにあらざれは入場せしめさるとに一定したし」は將來可成此方針を取るとに決し第十三「生月不明なる者の起算法を一定せんとす」は十二月を以て起算點とするとに決し第十四「病囚の統計上頓服藥を給し又は塗抹劑を施す如きものは其員數の中に加へさるとに曾て協議濟の樣覺ゆるも實際然らさる所あるやに思惟せらる其統計を一定したし」は員數に加へさるとに決し第十五「新入の四人は直に就役せしむるか放免四は放免前日は終日服役せしむるか」は各府縣區々の取扱なれとも新入者は二三日間分房又雜房離隔放免四も放免前日は就役せしめず前同樣隔離する處多し將來は可成内務省出張員の注意を與へたる方針に依り此隔離の方法儀式に流れさる樣處理せんとに協議せり第十六「廿七年一月廿六日警監發第一號内務省警保局長より縣知事へ通牒中扣訴人の名籍原簿は其原府縣に於て調製云々とあるも本監にありては從來原府縣より裁判確定後三月乃至六月を經て受取方の照會あるを常とす故に短期のものは本監より放免するものあり之等に對し名籍の調製を爲さゝれは死亡逃走其他事變に際し甚た不都合を釀すとあるべし依て扣訴人と雖とも扣訴際所在地々方監獄に於て之を調製するものとす」は内務省出張所より直に引渡す者には其調製を要せすとの意よして絕對に其調製を要せすとの意にあらす本項の如きは調製して差支なき旨說明ありしに付了解し審議せす（以上廣島縣提出）第十七豫審中の被告人へ辯護人の面會を許すの可否」は尚ほ詮議の上處理するとに決し第十八「在監人信書發送の場合記名のこと」は封書は署名を記し端書は何府縣監獄署在監人何某と記名し收監番號は記入せさるとに決し（以上大坂府提出）第十九「名籍原簿及身分帳簿整理順序を一定したし」は別紙第一號原案の通に決し（兵庫縣提出）第二十「女監取締の休暇は看守休暇規則に準據するとに致度と」は各府縣多くは已に施行し居るを以て異議なく原案に決し第廿一「辯護人の處遇を一定すること」は各府縣已に通常人民とは別異の所遇をなし居るを以て異議なく原案に決し第廿二「雇人分掌例第六十七八九條の三條の場合は行狀善良なる四人を撰擇使用するの可否」は六十八條の場合四人を使用するは否決、六十七條六十九條の場合四人を刑事被告人四人雙方に使用するも亦否決、同兩條の場合四人を四人の用に使用するは可決」第廿三「科程檢查の際同上四人を使用するの可否」は科程見取りの際檢束の下に於て製造品の運搬等に使用するは差支なきとに決し第廿四「分房及刑事被告人の作業は如何なる種類を適當とするや」は可成房内にて利器を要せさる坐の業を取らしめ其種類は豫め一定せさるとに決し（以上三重縣提出）第廿五「看守採用試驗細則を一定せんとこと」は別紙第二號原案中第六條第七條第八條は漸次此方針を以て各地現行のものを改正し其他の各條は參考とするとに決し第廿六「在監人に禮式を爲さしむるの方法を一定せんとこと」は別紙第四號原案の儘を參考とするとに決し（以上京都府提出）第廿七「女監取締採用試驗規則を一定せんとこと」は別紙第三號原案の通に決し第廿八「押丁採用試驗規則を一定せんとこと」は別紙第五號原案の通に決し（京都府岡山縣提出）第二十九「給與工錢ある囚人にして釋放の際普通衣類を所持せさるものは出監前に於て本人に承諾せしめ衣類を購し與ふるや各府縣取扱の摸樣如何」は購求し居る說多數第三十「看守貸與品の内外套及長短靴の保存期限及各調製代價の如何」は各府縣歸任の上報告するととし第三十一「女監取締に捕繩手帳呼子笛を貸與しあるや」は貸與する所多數第三十二「在監人所持品を物品會計官吏へ報告するは單に合括式計算書のみを以てするや將た合括式計算書の外品目個數價格等一點毎に記載したる明細書を以てするや右報告方法は府縣區々に渉るものゝ如し元來在監人所持品は監獄則施行細則第四條の規定に依り監獄署に

於て各人別に品目個數價格等を記する簿冊を設くへきに付物品會計官吏の出納帳簿は合括式のみにて可然ならん果して合括式にて可なりとせは從て報告書も合括式計算書のみにて然るへきものならんと思考す如何」は各府縣合括式計算書のみを以て報告する所多數第三十三「幼年囚懲治人の授學は午後に於てする監獄往々ありと聞けり凡ろ人の精神たる午后は概ね倦怠に傾くものにして午前の爽快活潑なる時に於てする方實効多しと思考す」如何は各府縣便宜に依り施行せんとの設多數第三十四「先般發布せられたる内務省訓令第二十六號看守採用規則第七條第三項及第八條誓約文面によれは向後看守たるものは自ら辭職願出を許さゝるものゝ如し若し一身の故を以て辭職申出るものあらは懲戒免職をなし從て幾年勤續のものと雖とも給助金を下賜せさるは當然ならん然れとも當初五年以上の奉職期限を誓約せしめ採用したる看守にして右訓令實施に際し既に滿五年を經過したるものは辭職願出を許し且退職給助金下賜すへき者ならんと思考す意見如何」は各府縣共後段の通解釋し居る方多數（以上奈良縣提出）第三十五「四人より親屬扶助の爲め給與錢の贈與を請ふものあるときは相互の關係を精査するの手續及許可金額の標準如何」は扶助を願出るものは所轄警察署又は町村役場へ照會の上贈與を必要とするものに限り許すことゝなし金額は典獄宜しく取捨をなすへしとの説多數（島根縣提出）

●官吏の任免其他

北海道集治監　工藤　襄　報告

北海道集治監書記八給俸に任せらる但集治監第一課勤務を命す

大竹涼二

北海道集治監書記八給俸に任せらる但第一課兼第四課勤務を命せらる

工藤　襄

仝書記九級俸に任す第一課勤務を命す

宮村直義

仝書記拾級俸に任す第一課兼第四課勤務を命す

田中登一

仝書記九級俸に任す第五課勤務を命す

因藤用次郎

仝書記九級俸に任す第五課勤務を命す

福田保信

仝書記九級俸に任す第五課勤務を命す

荒井　直

仝書記九級俸に任す第三課勤務を命す

福士謹吾

仝書記十級俸に任す第三課勤務を命す

高岸武也

仝書記十級俸に任す第五課勤務を命す

竹内令之助

以上本監の分

已下

空知分監の分

看守長　菊地四郎

非職を命す　書記　月居忠清

同　河野豊吉

同　勝井芳太郎

同　河野金吾

同　富田惣三郎

同　河合　鼎

同　田中幸太郎

同　足立力蔵

同　署

●司獄官任命

二月二日

任京都府監獄書記

屬　稲本久倶

同　南部兵次郎

同　小林熊次郎

同　加藤　鋼

同　武藤太七郎

同　宮村武次郎

同　清水榮次郎

同　小川直次郎

月俸拾圓を給す　監獄書記　稲本久倶

同　南部兵次郎

同　小林熊次郎

同　加藤　鋼

同　武藤太七郎

同　宮村武次郎

同　清水榮次郎

同　小川直次郎

月俸九圓を給す　同　稲本久倶

月俸八圓を給す　監獄署第一課員を命す

非職を命す　書記　田中領太郎

非職を命す　書記　鶴見鐵吉

非職を命す　書記　岡本總吉

非職を命す　書記兼看守長　酒井圓平

非職を命す　看守長　並木義彦

北海道集治監看守長十級俸に任す　看守　伊藤常盤之助

北海道集治監看守長十級俸に任す　看守　川村保吉

仝看守長十級俸に任す　看守　上村重隆

仝書記九級俸に任す　安田作五郎

仝書記十級俸に任す　田中　儁

看守部長を命す　看守　原田正之助

看守部長を命す　看守　須田直方

看守部長を命す　看守　糸田包雄

網走分監の分

廳務課長を命す　集治監書記　鈴木清臣

東京府本所區番場町三十七番地士族

有期徒刑十二年　齋藤　茂

天保八年二月生

右の者明治十七年七月廿一日謀殺犯の罪に依て東京重罪裁判所に於て頭書の刑を受け來る廿九年七月廿日に至るときは滿期となるへきものなるも其受刑以來能く獄則を護守し改悛の行狀著るしきを以て其筋の免許に依り本年一月廿八日假出獄を許されたり

●看守教習卒業

京都府監獄署

本日第七回看守教習生卒業證書授與式を擧行し其證書を授與したる者左記の如し

廿七年三月六日授與

看守平賀逸郎

監獄雜誌　第5巻 第3号
矯正図書館

同　同　宮村武次郎
監獄署第三課員を命す　同　南部兵次郎
同　同　小林龍次郎
同　同　武藤太七郎
同　同　清水榮次郎
同　同　小川直次郎
宮津監獄支署在勤を命す　同　加藤釧
二月五日
任京都府看守長　佐賀縣看守長　田中鎭之助
給十級俸　京都府看守長　田中鐵之助
二月六日
監獄署第二課員を命す　看守長　田中鐵之助
●假出獄　石川縣監獄署
初犯官文書僞造重禁錮四年四　林八百吉
右の者本月一日假出獄差許せり
●看守敎習卒業其他　大分縣監獄署
看守敎習科程卒業三月五日其證書授與せし者左の如し
看守　岡田土次郎　看守　村井彌門
同　多川音次郎　同　齋藤兵太郎
○大分縣に於ては昨廿六年十二月内務省訓令第廿九號を以て規定せられたるは名籍原籍其他諸帳簿は來る三月一日より實施することになせり
●司獄官任免　秋田縣監獄署
第二課長　竹内千里
第一課長を命す
看守敎習所長を命す
第三課長心得を命す

大曲監獄支署詰　岡部安憲
看守長兼監獄書記
看守敎習所敎官を命す　同　小林龍次郎
同　同　武藤太七郎
同　同　清水榮次郎
内務省へ出向を命す　監獄書記　木名瀨禮助
●司獄官任免　廣島縣看守長　牛尾駿次郎
第一課僚を命す
看守敎習所敎官を命す
内務省へ出向を命す　監獄書記　大出勝義
給八級俸　香川縣へ出向を命す
香川縣へ出向を命す　香川縣看守長兼監獄書記　大出勝義
任廣島縣監獄書記給七級俸
監獄署第一課長を命す　廣島縣敎誨師　齋藤吉英
依願敎誨師を免す　兵庫縣監獄署
●司獄官會議其他
本月十二日各監獄支署長を監獄署に招集し獄事上の指示打合を爲し仝十四日閉會したり
兵庫縣織津國神戸市湊宇治野町
一輕懲役七年　監守盜　櫛井作太郎
明治廿一年六月十三日神戸重罪裁判所に於て宣告　安政四年二月生
右頭書の刑を受け姬路監獄支署に於て執行中改過遷善の狀あるものと認定し其筋の認可を得二月八日假出獄を差許せり
●司獄官任免其他　佐賀縣監獄署
佐賀縣監獄署　佐賀縣監獄署　獄長　醫師　書記　看守長　看守
任佐賀縣監獄書記　月俸拾圓給與　義明
監獄署第一課勤務を命す
任佐賀縣監獄書記

○明治廿一年一月ヨリ廿六年十二月ニ至ル六ケ年間四人幷別房留置人死亡表

罪名	員數	犯數	監獄役業	死亡時年齡	員數	人監ノ時身體ノ強弱	員數	人監ヨリ死亡迄ノ年月日	員數	死亡者刑期	員數	病名	員數
竊盜	三二	初犯 三四	藁工	廿八年未滿	六	強	壯 三七	六ケ月以內	二六	六月內	二二	肺結核	六
賭博	六	再犯 一一	米搗	一三 卅年未滿	九	弱	二五	一年以內	一三	一年內	八	心臟內膜炎	一
毆打創傷	六	三犯 九	糸操	七 四十年未滿	一五			一年半以內	八	一年半內	四	腦腫瘍	二
官文書僞造	一	四犯 三	紙漉	四 五十年未滿	一九			二年以內	三	二年以內	八	慢性胃加答兒	五
強盜	二	五犯 四	畑方運夫	二 六十年未滿	七			二年半以內	三	三年以內	五	肺炎	五
本夫毆傷	一	六犯 一	炊夫	一 七十年未滿	五			三年以內	一	五年以內	三	腦溢血	三
詐欺取財	七	不就役者		三 七十年以上	一			五年以內	八	六年以內	三	腸管充血	一
貸爲兒毆	一		莚織工	二						八年以內	二	慢性腎臟萎縮	一
監守盜	一		婦人裁縫	二						九年以內	六	肺臟萎縮	一
兒徒聚衆	一									無期徒刑	一	窒丸炎	一
私書僞造	一											慢性加答兒腸炎	八
紙幣僞造	一											急性氣管支炎	二
恐喝取財	二											慢性肝臟炎	一
												腦貧血	二
												肺水腫	一
												胃潰瘍	二
												盲腸炎	一
												急性腸膜炎	一

矯正図書館

佐賀縣東松浦郡唐津村字東村平民
官印僞造罪に依り重懲役九年　原田富之助

仝縣佐賀郡久保泉村大字川久保士族
兇徒聚衆罪に依り重懲錮三年六月　大塚七郎

右之者共當署に於て執行中之處本月十三日假出獄の裁可ありたるに依り仝日出獄を許せり

佐賀縣監獄署教誨師囑托月手當金拾四圓　高階海量

●四人の美事

筑前遊偶生

現今三池集治監拘禁囚徒本縣玉名郡萬田村平民井關健太郎（文久三年三月生）なるものは明治十九年三月十八日福岡縣三池郡勝田村某方へ持兇器強盜に押入り有期徒刑十三年に處せられ服役中なるが平素謹愼能く敎令を奉ー役業に勉勵するを以て既に賞票二個を授與せられーか爾來彌益悔悟勤勉常に小買物等をも爲さず營々せーて怠らず只管出獄後の資本をーて貯蓄を爲せーか其の結果嵩んで四十一圓餘の工錢を有するに至れり然るに本囚か強窃ーたる被害者は本囚か居村と相距ること十町餘の隣接村落にーて而も元と富めるにあらず今日にてへ始と生計上にも困難なる趣を聞き此に深く先非を悔ひ哀憐の情切々をーて慈善の能はさるのみならず自分か母兄弟は自分か罪惡を犯せーか爲め近村の好かをーて情實上聊か忍ひ難からん事覺悟をーて悲まーめ弟兄をーて嘆せーむるも亦他人の困苦を生せーむるも獨り吾非行に原けりと感起ーて彼や是やの良心に迫られせめては罪惡消化の一端にもと義に奪取せー贓金を工錢内より返還ー一は以て被害者幾分の寒苦を凌かせ一は以て母兄弟の心を安からーめんとを願出つると再三なりーにより深く彼れか眞情を採れは更に之を以て官吏を瞞着せん杯の巧みあるなく全く悛改遷善の上より出たるに相違なきを以て悉皆返還の請願を許されたりと云ふ實に人の性は善なり美なり如何に猛起に不良の徒なれはとて本性の善に歸り能はさるへき謂れなく萬囚をーて彼れか如く此に至らーめん事誠に望まほーきとにてう

雜報

●萬國監獄會議の參同委員に就て

第六回萬國監獄會議は佛國巴里府に於て開設せらるゝ筈にて其開期は千九百九十五年即ち我か明治廿八年なるを以て最早明年とは相なれり頃日佛國公使の手を經て明廿八年六月開設する旨の通知あり又我か日本より委員派遣の有無をも照會ありたるやに聞き及へり已に回答濟に相成りたるや否は聞き及ばされとも思ふに我か内務大臣は獄事改良に就ては專ら意を注かるゝを以て必すや委員を派遣し一面は我が監獄の狀況並に發達の事情を外國に知らしめ一面は彼の制度と實況とを視察討究せしめ以て我か監獄改良の參考に資する所あらしめらるゝは信して疑はざる所なれとも吾人をして吾人の希望を云はしむ吾人は獄事に堪能にして而かも外國語に通する人を撰定し特に派遣參列せしめて彼我の事情を明かにせしめられんこと最も切要なりと云はんとす、前回即ち露京に於て開設せられたる萬國監獄會議へは露國計劃我か特命全權公使西德二郎氏を委員に命し會議に列せしめられたれとも西公使の語る所に據れは獄事に經驗なき者を參列せしめては我に益なくして彼も亦得る所なく更に其効果なきを以て次回より獄事に堪能なる者を派遣せしめて議事に參し又諸名士に會合し研磨討究の實益を收得せしめざるへからず否らされは會議に參列する効能なしと是れ當時吾人の洩れ聞く所にーて事實然るへしと信する所なり且顧各國の參同委員の爲人を聞くに多くは獄事に經驗を有し又は斯道に堪能なる聞へある人のみにして其間自ら自國を代表するを以て委員其人の如何は間接に自國の名譽輕重にも關係す一の專門事業たる監獄會議なりとて輕々觀過すへきものならす是れ亦委員其人の精

矯正図書館

撰を要する所以なり兎に角委員派遣は百難を排しても斷行せられんこと敢て其筋に向て切望す

●仝上會議規則並に問題

は本誌雜錄欄内に掲けて讀者諸君の參考に供す聞く所に據れば明年開設せらるへき萬國監獄會議には獨り政府より派遣せらるゝ委員のみならず監獄事業保護事業に關係せる私立會又は一私人にても參同し若くは問題を提出し得る旨我か外務大臣へ通報ありたる趣なれば奮發一番、世界の都、見物旁々會議に參同する爲め渡航せられては如何若し又雜報欄内に掲けたる問題に對する答按並に問題を提出せられんとする方あれば本會へ御投寄あれ本會之を取次く勞を取らん但縱令一私人一私會の資格にて提出すと雖皆我が日本の體面に關するを以て本會に於て取纏め其内に就き尚ほ討議を凝らし精選することに致したし讀者諸君請ふ幸に御投寄の勞を吝れさらんことを

●餘罪發覺囚費用支辨方に就て

餘罪發覺の爲め甲地拘禁囚を乙地へ押送して乙地裁判所に於て審理の末餘罪に對して無罪の言渡を受くる者あり然るに甲地檢事の囑托に依りて乙地檢事は乙地真獄に向け甲地處斷の刑を執行すへき旨を指揮せしを以て乙地に於て其儘之を執行せり然るに該囚に係る費用は或は甲地より支辨するを以て當然とし或は乙地に於て支辨すへしと爲し各々論する所一理ありて決し兼るより本會に向け問題を投寄し廣く大方諸彦の明教を徵せられたるも費用上の事に就ては理論を以てのみは決し難く假令へ答按にして相當と認むるも其筋よりの御指令に反する等の事ありては空論に歸し當局者の取扱上に益する所なきにより其筋に就き問合せしに右は檢事より指揮ある上は乙地にて處斷せられたる者と同樣たるへきは勿論なれば乙地の支辨とすへきものなりと聞けり故に本會直に之か答按に代ゆること爾り

●檢事の指揮なき囚人執行よ就て

刑の執行は檢事の指揮に依るへきは刑事訴訟法に規定する所なれば其指揮なくして執行すへからさるは勿論なりと雖餘罪發覺の場合に於て甲地より乙地へ押送し乙地裁判所の審理を受け終に無罪に歸し乙地には關係なきに至り檢事よりも前刑即ち甲地裁判所に於て宣告せられたる刑の執行方を指揮せさるにも拘はらず其儘乙地に於て執行せる向あるやに傳聞す右は法の據るへきものなし檢事の指揮なく又は監督官廳の指令なきものを執行せるは違法に當り其費用を乙地にて支辨するも妥當ならざるが如く去迚甲地より償還せしむるは自己の誤りを他人に負はしむるに當り穩當ならず彼是不都合の點あるを以て餘罪無罪に歸し其執行方の指揮なきものは直に甲地へ返送方を取計ふこそ正當なるへし婆心なから一言す

●監獄傭員に就て

看守押丁を戒護以外の事務に從事せしむるの不可なるは當局者自身に於ても認めたりと雖も地方の事情に依り雇員を置く能はさるより止を得す傭員をして取扱はしむへき事務もの之を看守押丁をして取扱はしめ設置程度の如き在監人を標準として定めたるものも實際に行はれす今日の狀況にては殆んと無用の規程に屬し戒護上人員に不足を告け從て行刑の嚴肅を缺くこと少からす今日迄は此等の姑息變則法を行ふも固と内務大臣の訓令に過きされは内務大臣に於て默許せは敢て不都合あらさりしも廿八年度以降は看守の定員は勅令を以て定められたるに依り一人たりとも從前の如く戒護以外の事務に看守を充つること能はさるは勿論若し此等の事ある時は即ち勅令違反なれは主務者に於ても必す嚴重なる監督を施さるへく就ては其際に至り俄に差支等生せさる樣豫め其設備を爲すは最も緊要の事なるへし

●新任看守教習に就て

數年押丁を奉職し獄務の實際に熟練したる者皆て看守採用試驗に及第し押丁を奉職せる者皆て看守長たりし者も數年其職に在らさりし者もあるへく又甲縣に於て教習を受けたるも乙縣とは多少事情を異にすれは各本人の技能に依り其期限に長短の別を設くるも總て一旦教習するは當然のことなるへし

●官吏の身上簿

監獄又は警察の如き幾百千人の官吏ある向にては身上簿の調製を必要とするも如し必要とは稍と極端論なるへけれとも少くとも便利なるには相違なし畢竟官吏の身上に關する書類を從前は事件別に綴合しあるを改めて個人別とするの謂に過きす至極簡單なる次第なり既に四人の身上簿を調製せらるゝ上は其便

矯正図書館

益を察知せられんと勿論なるへしと雖不圖心付きたるまゝ贅言を辨しつ

●岡山孤兒院

仝院は明治二十年九月の創立にして年所を經る玆に六年其間有志者の盡策宜しきを得て基礎の鞏固を致し倍々斯道の擴張を期すと云今其創立趣旨書並概則を揭けて讀者の參考に資す

○趣旨書

同し此世に住みなから人間の禍福吉凶の異るると曾に霄壤のみならす生れなからにして大厦高樓に住み荒き風にも當らす掌中の璋の如く食は甘きを食ひ衣は温なるを着て稍長するに及んでは高等の學校に入り高尙の教を受くる者あり或は靑年にして充分有爲の志ありと雖も其家貧にして衣食の計にも窮し學資の賴むへき無く其の才能を發達する能はすして空しく一生を終るものあり或は其目を盲にして人世の美觀を視ること能はさるもの或は啞にして一言の快話をなすこと能はさるもの豐にして妙音を聽く能はさるもの天下の廣き人民の多き此の如きの苦界に沈めるもの其の幾人あるを知る可らさるなりあゝ世間憐む可きものの斯くの如く夫れ多し就中其の最も憐む可きものは其家貧困にして不幸父母に離るゝ孤兒なり彼等は驕奢淫逸にして貧困に陷る自業自得にあらすして天性の美質を具へ靈妙の眞知を稟けなから東西未た別つ能はさる時に於て愛々たる父母の膝下を離れ依るに所なく賴むに道なく發達すへきに其地なくして終に囊を頸にして路頭に立ち懶惰放肆無賴の凶惡に陷り人道の何物たるを知らさるに至るは憫む可きの極と云ふ可し然れとも均しく是れ吾人の同胞兄弟にして天父の愛子にあらすや此吾人の同胞兄弟にして天父の愛子か此慘狀悲況に陷る所以のものは敎育なけれはなり彼等は不幸にして愛々たる父母に離れ天性の美質を具へ靈妙の眞知を稟け發達すへきの才能を有しなから之を敎育薰陶するものなけれは此に至るも必然の勢にして其罪全く吾人にあるなり吾人十四億萬の人類を見て同胞兄弟の情を以てせされは則ち已む耑も兄弟姉妹視せは吾人豈に彼等の慘狀を默視するに忍んや必らすや彼等をして天與の幸福を受けしめ且つ國家の眞民たらしめんか爲めに力を盡して此の不幸なる憐む可き貧困にして父母に離るゝ孤兒弟妹等を救濟せさる可らさるなり聖經に言へるあり二つの衣を有てるものは有たぬものに分け與へよ

食物をもてるものも亦然かす可しと弟等之を默々に付するに忍ひす此度彼等貧困孤兒の爲め孤兒敎育會を設け先つ第一着に備前岡山大道三友寺內を借り受け孤兒敎育院を立て已てに三四の弟妹等を救濟し本月を期して之れか敎養に着手せり然るに救はさる可からさるの弟妹等は多く弟等救ふの力は誠に微なり故に彼等貧困の弟妹等に代り敢て四方の諸兄姉に哀訴す嗚呼一滴の雨水は杰徹なりと雖も終に以て大池を充たす時は千畝の田地を養ふ可し若し四方の兄姉有志家慈善家諸君にして同胞相憐むの情を以て赤心より應分の力を盡し玉はゝ各自の出たす所は僅少なりと雖も衆力の合併するに至りては莫大の集領となり從つて多數貧困の孤兒を敎育することを得て怠情放肆となるものをして勤勉勞働の者と化し無賴凶惡となるものをして淳良篤實の人と變し窮餓の貧民に陷るものをして產を殖し業を興して國家を富强ならしむるは弟等か深く信して疑はさる所ろなり因て玆に本會を組織し左に概則を設け汎く四方諸兄姉の賛成と盡力とを仰く哀むものと共に哀み喜ふ者と共に喜び天下の憂に先ちて憂ひ天下の樂みに后て后に樂むの愛國愛人至誠の諸兄姉諸君にあらすんは弟等夫れ之れを誰れにか望まんや

明治二十年九月　發起者

○概則

第一　目的

天下無告の孤兒を救濟し其の父母に代りて養育するを目的とす

第二　入院

六才以上十二才以下とし何國を問はず幾名にても入院を許るす

但し無告の孤兒たる確實の保證を要す

第三　維持法

上天父の冥助を祈り下天下有志家の義捐金品等を受けそれを維持擴張す

但し如何なる困難に遭遇するも敢て負債をなさず

第四　敎育

普通敎育を施す

第五　孤兒の將來

入院后小學科程を卒えたる兒女は各其才能に應じ院內設置の實業に從事せしめ或は適當なる農工商家に奉公せしめ拔群の學才あるものは高等敎育を受けしむ

明治二十六年一月

現況

本院は明治廿年九月三名の孤兒を以て創立し本年四月までにて滿五年七ヶ月を經過し當時二百十八名の孤兒を有せり

養育

全院兒童を男子部、女子部、幼年部に大別し七才以下の幼兒は十名宛を一組とし餘は二十名宛を一組とし各組二名の保育者ありて衣食其他一切の世話をなす病患者ハ醫師三町弘氏本院創立の際より專ら施療せられ重病者或は天然痘流行等の際は岡山縣病院より出張して患者を診し或は種痘を施し或は入院施療せらる

毎月の經費

現今四百五拾圓乃至五百圓を要するに至れり然るに年月を經ると共に本院の名漸次海外の有志家慈善家に傳はり近來に至りては獨り我國のみならず米國、英國、トルキー、埃及、墺太利、支那、朝鮮の諸國より續々寄附金の惠送あるに至れり而して本院設立以來滿五ヶ年半（二十年九月ヨリ廿六年三月マデ）に受けたる寄附金總額壹萬〇八百七拾四圓四十八錢にして

支出金總額壹萬〇八百貳拾四圓九拾六錢貳厘

現在金四拾九圓五拾壹錢八厘なりとす

教育

文部省小學令に從ひ高等尋常の二科を設け七名の教員之を教授す

學業時間は當時毎日午前七時より仝十時まで午后一時より仝三時までの五時間とす

學業の餘暇には女子は裁縫洗濯及各組保育者の補助等をなし男生徒は活版理髪及び農業等に從事せり

尋常小學科學級及生徒數

	一年生	二年生	三年生	四年生	物數
男	四十二人	十六人	十六人	十八人	九十二人
女	二十三人	九人	十四人	六人	五十二人
計	六十五人	二十五人	三十人	二十四人	百四十四人

高等小學科學級生徒數

	一年生	二年生	三年生	四年生	物數
男	九人	四人	○	○	十三人
女	九人	五人	○	○	十四人
計	十八人	九人	○	○	二十七人

本年三月高等科を卒業せしもの六人にして內二名は院內活版事業の專門となり二名は仝理髪事業の專門となり他の二名は猶ほ進んで高等の學校に入學せんとして目下準備中なり

實業

活版部

明治廿三年十月本事業を創立し既に滿二年六ヶ月を經過せり當時職工長一名を雇ひ四名の男兒專ら之に從事し七名の男兒學業傍之に從事せり

理髪部

本業は明治二十四年八月を以て始め既に滿一年八ヶ月を經當時二名の男兒專ら之に從事し四名の男兒又學業傍之に從事せり

創立以來入院孤兒の數

總數二百八十六名

內

親族の手に渡せしもの	二十二名
逃亡せしもの	十二名
死亡せしもの	三十四名

現在員二百十八名にして男百五十名女六十八名

其孤兒の出處を區別せば左の如し

東京府	四人	京都府	四人	和歌山縣	三人
大坂府	五人	神戸市	三人	福井縣	二人
兵庫縣	二十三人	滋賀縣	三人	廣島縣	十二人
				鳥取縣	三人
				愛媛縣	七人
				大分縣	二人
				宮崎縣	六人
				三重縣	三人
				岡山縣	六十五人
				山口縣	二人
				島根縣	五人
				香川縣	十四人
				熊本縣	三人
				岐阜縣	四十九人

右岐阜縣の四十九名は明治廿四年十一月震災の折救助せしものにして又別に四十七名を救助し震災孤兒院にて敎養せり

本院の財產

一地所千二百五十二坪四合一勺

一建物七棟

一活版器械

明治廿六年五月一日

●米麥の重量

各地に於て米麥を買入るゝとき如何して受渡せらるゝにや大概百俵なり二百俵なりある內より五俵とか又十俵とかを抜出して其容量を斗量し以て全體の數量を推定するとなるべきか然るに米麥量は俵の外見に由らぬものにて小形の俵も緊縛したるものは固よ

り多量を容れ大形の俵も緩縛したるものは外形より少量なることあり故に眞に確實なる受渡をなさんとすれは一俵毎に開きて斗量するを要すへきなり又米麥の斗量は量者其人の手心に由り隨分少からさる出入增減を生すへきものと聞けは中々に安心し難し殊に俵數も許多なるに付手數も容易ならす時間の消費も夥しく增減の差も小少のとにはあらさるへし就ては別に何とか名案あらさるにや切に大方の垂教を聞かんと望むなり因に某監にては曾て一々衡量に由りて受授するの方法を定められたりと聞けり其方法は一俵又は二三俵を開きて內容の米麥を斗量し一斗若くは一石の衡量を査定し且空俵の衡量をも檢定しかくて一斗若くは一石の米麥は何貫何百何十何匁又俵は一箇に付何百何十何匁あるとの標準を採り尋て何百俵なり何千俵なり悉皆一々權衡に上せて量定し了りて共計數何千何百何十貫中より風袋の總量を減し殘數を一斗若くは一石の標準數量を以て除するときは何十何石何斗何升と云ふ正確なる斗量を得るなり是は原來斗量にて受授すへき米麥を一旦衡量して更に斗量に換算するとなれは隨分迂遠なるか如く且長時間を費すか如くなれとも先々比較的に最精密なる計量方にして時間も慣熟すれは格別長きを要せさるとなりと云へり尚何れの場合に於ても米麥乾濕には最注意するを要すへし殊に標本の米麥は硝子器に容れ密閉して保存すへく又降雨の際若くは大雨後雨三日の中には受授を行はさるを定法とすへし米麥粒は產地に由り種類に由り又年々大小輕重を異にすれは各監獄に於て其平常需用する米麥の顆粒に就て豫め精密なる試驗を施行せられんことを望まさるへからす乃一升の米麥は何粒ありて重量若干なり重量若干の米麥は何粒あり等の如き事項なりとす貯藏の日數空氣の溫度及含水量等も亦顧慮せさるへからさるへし米麥飯の衡量を檢定するとも亦無益にはあらさるへし

●炊場と浴場

近來新築の計畫あるを聞くと稱ならされは御參考にもと揭くる一事は炊場と浴場とを相密接して建築し炊場の火氣を利用して浴場を煖むるとなるか是は年々少からさる金額の節約となり經濟上の利益莫大なりと云へり火口多けれは燃料も隨て多きを要すれは一ヶ所若くは多くとも二ヶ所とし土中に引火路を設けて火熾を浴場に導き浴槽の下を通して烟突に達せしむへし尚貯湯器と貯水器とを併置して浴湯の寒暖を調和し別に二三の如露管を構造して冷水及溫湯の噴浴に供用すへし

●授業手の地位

に關しては近時漸々議論の湧出し來るを見聞するとなるか予輩も速に如何かして匡救の道を講せられんことを熱望して措かさるなり授業手の任務は決して輕からす只地位の低きか故に見識ある人物の就くを好まさるのみ現今までは往々餘り體裁宜しからさる服裝を爲して勤務する授業手を目擊したるとなきにあらす是等は自ら注意して愼重せられたきものなり成るへくは漸々看守に於て授業手の任務をも擔當し別に授業手を置くの必要なきに至らんことを望むも強ち無理にはあらさるへきか

●井水檢查

從前各地の監獄を巡見したる際飲料水の定量分析あるを聞きたると稀なり大概井水分析の有無を問へは得々然として定性分析表を出し示さるゝとなりし如今復右樣の迂濶なる向のあるへしとは萬々思はれされとも逐々衞生法の大切なる時節に近よれは老婆心を以て一言の御注意を申すなり尚用水は飲料に供すると否とを問はす悉皆定量分析並顯微鏡檢查を施行せられたきものなり顯微鏡一具の備付あらんとは各監獄の一急務なるを疑はさるなり

●廊下及土間の掃除

は少しく撒水して大なる雜巾帶（是は假稱あり約り長柄ある拭巾のとなり）を用ゐて十分拭去るを要すへし細塵小埃の飛散するは健康の爲め殊に禁忌すへし故に成るへく靜に右の如き手段に由りて拭ひ去ると緊切なり撒水は畢竟塵埃の飛揚を防くためなれは決して漾々と濺くへからす反て濕氣の爲めに健康を害するの虞あるへきなり故に掃除を終るときは窓戶を開きて十分に乾燥せしむると必要なり藁工場木工場鍛冶工場等の塵埃は通例驚くへきものなり又各出入口には靴拭の設必要なり

●監獄內の藥局

監獄に藥局の設ある向に於ては開業免狀を有する藥劑師を任用せさるへからす否らされは法律の違犯なるへし又監獄醫には成るへく國家醫學科の講習を經たるか如き法醫學及精神病學等の知識ある學術兼備の醫師を任用すへき者なるへし是等の學術なき普通の治療專門の醫師にては時として監獄醫の大任を全

矯正図書館

すへからさるの憂なきか監獄にては變死傷の檢證稀ならす又精神病の眞僞を診斷せさるへからさるともあり而かるに必要の經驗なき者は中々容易に完全なる結果を得へきにあらさるなり

●囚人喫飯の場所

雜居囚人喫飯の場所は監房を可とするや將工場を可とするや將又特別の食堂を可とするや是は頗る研究すへき問題なるへし先つ戒護者配置の都合如何視察監貧の便否如何引率途中の利害如何食物運搬及分配の都合如何監房工場等の構造如何と種々樣々の問題を精密に講究するを要すへし概して衞生上より立言すれは特設の食堂を最利とするか如くなれとも我國各監獄の現狀囚人の漲溢に苦む折柄特に食堂を置くの猶豫とてはあらさるへし故に結局監房か工場かの議論なれとも是には一利一害ありて容易に論斷すへからさるへし

●工場の要害

雜居工場は數十人の暴發して破獄反獄を企つるとありとも容易に防禦鎭壓するに足るの備なかるへからす工場に由りては隨分大形にして銳利なる作業器械を使用するものなきにあらす萬々一木工場又は鍛冶工場にて暴行を試むる者共ありて長大の器械を揮ひ看守に抗敵し工場の窓若くは戶を破壞して屋外に押出し事務所若くは門に向て進み來るときは突差の間將如何なる策に出つへきや故に工場は成るへく小區域に限劃し窓戶等を堅牢に改造し窓には縱橫に格子を付し戶扉は外開きの西洋戶にして鎖鑰を施すこと又以て頓には多人數の一致同心して暴發し得へき機會を除き又忽にして窓戶を破壞して屋外に押出し得さらしむへし尙危險の最多き工場のみになりとも內部を縱斷して三區域とし左右の二區域を囚人の作事場に充て中の一區域を看守の巡行線とすへし尙又時宜に由りては各囚をして一人ツヽ作業せしむるの結構ともなし得へしかゝる工場內部の區劃は格子造として可なるへし之に反して大なる工場を橫斷し又は縱橫に截斷して數多の區域を劃成すへきときは板張の間壁を便とすへし現今既に堅牢なる工場のみを有する監獄は格別なれとも其他の隨分脆弱なる工場に幾百人の囚人をして作業せしむる監獄にありては固より平生成算のあることは相違なけれとも尙更一層の注意ありて最初より囚人共の惡謀を思立つか如きとなき樣相應の要害を設けられたきものなり世の文明愈々進むに從ひて囚人の惡計も愈々進み向後如何なる暴行あらんも知るへからす故に豫め備ふる所なかるへからさるへし

●男女囚の嚴劃

是は今更云々するを要せさる明瞭至極の事柄にして何地に於ても毫も憂慮すへき次第とては實際之あるへからされとも昔日の狀態を憶起して竦然たるを免かれされは曾て見聞したる儘を一言せんに女監へ食物作業品を運搬する等の雜役に男囚を使役し又は女監內外の修繕工事に男囚を使用したるとあるとき男囚より女囚に艷書を送りたるか如き不都合の談なきにあらさりしなりあるとき女監の周圍の板塀破損せるにつき修繕せしめたるとあり其工事に使役せらるゝ男囚の一人地上にて沿筆の一小片を拾ひ取り又何所にてか白紙を少々發見してくたらぬことを書きつけ女囚の一人便所に入る跫音を聞き此紙片を窃に投與したるとあり（便所は塀に接せるなり）固より監督嚴重なるにより直に認知して之を取り上けたるとにはあれとも實に油斷のならぬ事共なりし其他食物又は素品中に紙片を混入して女囚に贈らんと企てたるともなきにあらす畢竟男囚をして女監に出入せしめ若

●教令の言渡

入監者あるときは直に必要の教令を言聞かすへきとなり若し繁忙に取紛れなとして數日を經過する中に若しも犯則する者あらんときは實に處分に苦しむへし一監限の獄則教令なれは之を言聞かせさる間に新入監者の知るへき筈なし故に之に違ひたれはとて處罰するとを得へからさるなり然るに雜居房のとなれは現に犯則者あるに未た教令を知らしめさりしとて之を不問に置くときは獄則教令弛廢の端これより生せん總て官吏には些の缺點もなきを要すると勿論なれは深く注意ありたきものなり

●身體檢查

雜居制の監獄にありて監房と工場と相離れ朝夕往復するに於ては是非とも其都度各囚人の全身檢查を嚴

矯正図書館

行せさるへからす是れ我國に於て身體搜檢を以て一緊要事と爲す所以なり然るに身體檢査の際特に用心するを要する一事あり風俗上四人の心事を益こ上進するの注意あるへき者にして乃通常他人をして見せしむへからさる身體の部分殊に陰部を稠人の中に於て露出せーめさるへきとなり本來行刑の一大要義は道德的敎育なれは四人をして禮を重んし恥を知らしめさるへからす而かるを命して稠人中に裸體とならしむとは復不都合の次第ならすや各監獄の實際を通觀するに大槪身體搜檢所は一ケ所に過きす其二ケ所以上あるは僅々指を屈するにも足らさるか如しと聞く是故に罷役後溫房の際點檢時に迫りて一轉瞬間をも爭ふまてに急遽を要し數十人の搜檢を一齊に行ひ自ら檢査も粗漏に流れ易く且殊には數人の裸體者駢列するととなり不知不識の間に風俗上言ふに忍ひさる惡感化を四人に及ほすの結果となるへく原來の無恥漢は恥を知るに至らす素恥を知たる者は遂に其心消磨するに至るへし行刑の本旨に對し慚然たらさるをへけんや故に身體搜檢所は成るへく多きを要すへし從來一ケ所にて五百人を搜檢したるものを五ケ所に分つときは五倍の時間を得るとなるに由りそれたけ緩々搜檢するの暇もありて一人つゝ裸體とならしめて徐に搜檢するとをも得へし夫の一ケ所にて千餘の四人を僅々三十分時間位に殆形式的に過きすとも云ふへき鹽梅に搜檢し了る如きは風俗上及安寧上の關係に於て如何のものにや

●破損所の修繕

監獄の營造物に破損あるは啻に紀律上有害なるのみならす經濟上にも亦不利益なり二葉の內に摘まされは斧を用ゐさるへからすとの諺に同しく破損も時に遲れす修補すれは容易に辦すへき者も久しく放擲するときは漸々大破損となり遂には巨額の費用を要するに至るとあり殊に注意すへきとなり

●割羽と紙撚編袋

砂糖葛粉堅栗の類を貯ふる割羽及之を包むへき紙撚袋等は往日房內に散見したる所のものなるか近時は最早決して此の如き物品の房內にあるへき筈はなし又何人よりも實地目擊したりとの談を聞くとなきに至れり些細なるとなから近時進步の一徵證とし見るへきなり

●巡査看守給助例改正の風說

本例は明治十五年太政官達第四十一號を以て設定せられたるものにして今日にては普通文官と權衡を得さるものあり隨分妥當ならさるの點多々あるやにて改正を要する個條數しとせす近時愈々之か改正の必要を認め目下其調査中なるやに洩れ聞けり

●作業素品其他消耗品の受拂は一層精密なるを要す

監獄事務中最も錯雜なるものは物品會計就中製素品の收支にして從來監獄に失體はありと云へは多くは其根源此點にあらさるものなし米麥の受拂に至ては近來種々監督の方法を設け幾分か精査の途立ちたりと雖も工業素品及製品の收支は未た充分なる監督法あるを聞かす素品の如きは授業手の請求を受け之を購入し受拂簿を以て直ちに之を請求者に渡し帳簿上支拂に立て其後ちは毫も精算の方法なく幾何の素品を費し幾何の製品を得たるや否は年度末に於て全體の決算を爲すに過きされは其間に於ける素品の殘餘幾何なるを知るに由なく從て素品の取扱等も粗漏に流れ經濟上不利益なるのみならす殘餘の有無は到底細密に知る能はさるなり聞く集治監等に於ては會計檢査院の檢査嚴密なれは紫檀素品百貫目を購入すれは之を工場渡として假拂を爲し製作の上製品八拾貫目鋸屑七貫目鉋屑五貫目殘素品八貫目と云ふか如き調査を爲すと斯くすればこそ毫も素品を浪費する等の虞なく且損益及殘品の有無も常に明瞭し聊かも弊害を生するとなし凡て殘品に就ては弊害の起り易きものなれは最も注意を要するとなるへし

●囚人護送手續の改正を望む

囚人護送手續は明治十五年の發布に係るものにして設定の當時とは鐵道の敷設も增加し現在の儘にては不便少からされはこれか改正を要するものあり既に監獄に關する事柄に就ては新に發令せられたるものも數多ある程なれは囚人護送手續は速に改正せられんとを望む

●監獄會計事務の整理ハ今日の急務なるへし

近者說を爲すものあり戒護事務は進捗したるも會計事務は甚た不整理なりと余輩は戒護事務の進捗したりとの言には全然反對なるも會計事務の不備なりとの說には最も同意を表するものなり近頃監獄事業は世人の注意する處となりたれは從て地方議會の議員等も監獄に關する調査を緻密にし其必要を知ると同時に改良進捗上の便益を與ふるは勿論なりと雖も

矯正図書館

此期に於て若し内に整理を欠き殊に議員の責任を以て監督すへき會計上等に於て欠點を發見せらるゝ時は大に地方議會に對し信用を失し爲めに事業の發達を謀らんとするも經費の上に於て非常の制限を加へられ困難の地位に陷るは免るへからされハ行刑紀律は勿論目下監獄事務の短所と謂ふへき會計事務を完備し一點の非難を受くるとなく一方に於ては世人の信用を厚ふし一方に於ては何時國庫の支辨に移さるゝも差支なきの準備は今日の最大急務なるへく亦四課も此の點に就ては大に實を分たさるへからさるなり

●巡査看守俸給支給に就て

巡査看守俸給支給規則第三條に免職のときは當月分俸給日割を以て支給すへしとありて免職の範圍判明ならされは或は其解釋を誤るの嫌なしとせすとのことにて日割を以て支給する場合は自己の便宜若くは官の都合又ハ懲戒處分を受けたる時とし廢官及廢廳の場合には他の文官と同一に支給することに定められたりと聞く

教誨

○北海道集治監教誨師諮問答按

（承前）

教誨師　水崎基一

第一ノ御諮問に對しては基一赴任以來日淺く熟したる定見は無之候得共敢て短日月の經驗と僅少なる智識を以て答申仕候

監獄問題を念頭に浮ふると共に起るは

懲戒主義

を採る可きか

教誨主義

を採るへき乎に有之事と存候十九世紀文明の恩澤は只に歐米の人々のみ享受すへきものにあらすして我國の如きも日夜焦慮致し其結果監獄の如きも德川家の治世の時代に行はれたる虐遇法を廢し今日の如きは愈々益々改良の氣運に向ひ來り無論懲戒主義のみならす教誨主義の實行を見るに至りしは天下の爲めに最も喜ふへき處と存じ居り候此二主義は兩々相待ちて以て司獄の大任を全ふし得るものと存し居り候

次に起るは監獄教誨は

宗教々誨を可とすへきか

道義教誨を可とすへきか

に有之事と存候而して是れ御諮問の點にして愚見によれは道義教誨を採用する方適當と存候何故かを說明するに先きたち

我國現時の心靈世界

は如何んと觀察するに管見によれは恰も天地創造以前の渾沌たる星雲の如き感有之候在來の佛教もあり神道もあり儒教もあり近來外國交通と共に基督教も來り又亞米利加の半面思想たる拜金宗も來り哲學風の理學宗と謂ふを唱ふるものあり監獄雜誌を讀めば監獄宗なるものすら稱呼する者有之候心靈世界は實に斯の如く何の時中心に太陽あり之を回轉する遊星あり而して其遊星を廻る衞星ありと謂ふ樣秩序整然たる太陽系統の如く相成るへきや未遠き次第に有之候

今矢張日本國民の一部たる

集治監囚徒の思想の傾向

は如何にと視察するに日本國民全體の如く多端の思想を有する事と存候此に向ひ一宗教を以て教誨するとせは他派の人は厭惡の情を生し折角の說教も教誨の大目的たる遷善改過の効を奏する能はさるに至る事と存候以上の理由に依り宗教教誨は不得策と考られ申候

道義教誨を可とするは

監獄教誨は囚人を教育するの覺悟を要するにも依る事に候教育の目的は完全圓滿なる人を造るにあり監獄教誨は囚徒をして人たらしむるにあり社會の良民たる資格を有せしむるにありと確信仕候米國の有名なる司獄官の言葉に無學は罪囚を生し教育は人を造ると申したる事眞に然りと存候無智無學の罪囚と雖も教誨師若し教師たるの心事を以て懇篤に教導せは智育の上にも德育の上にも時には躰育の上にも發達し得るものと存候

議論は未あり教誨の實効擧ると如何とは實に

教誨師の人物にあり

と存候人は人を造り人物は人物を造る若し道心深く同情濃かなれは頑硬なる囚徒と雖とも無感覺に打過くることは能はさる事と存候

矯正図書館

右御答申候也

北海道集治監教誨師諮問題

第三　犯罪起因の分類法に就ての意見如何

答申　教誨師　原　胤昭

犯罪の起因を考究斷案するハ教誨上最も緊要なり教誨師に於て囚人の犯罪起因を知るは醫師に於て患者の病源を認ると同一理なり醫師にして其病源を知らすとせは何を以てか治療の方法を案せんや故に胤昭等職に在ては之れか講究に心を碎くこと久し然ども之を斷案するは極て至難の業なり要するに之れか起因となるものに遠因あり近因あり社會的のものあり個人的のものあり單一なるあり複雜なるあり之れを案するは老練學者の手に在ても容易の業にあらす加之吾國に在ては未た之を調査するに標準とすへき分類あるか故に層一層困難を感したり偶ま歐米監獄の統計表等あるも彼我事情を異にするかため之れに法ると能はす胤昭等苦慮して未だ其術を得さりしに幸にも今回の御諮問に與かりたれば此際大に同僚と議を盡し案を起して本問に答申せんと欲すれば之を協議會に附せられんことを望むなり

（全會員より右同意の答申あり）

○教誨師協議會の決議を以て左の如く答申す

犯罪起因なるものは單一なるあり複雜なるあり社會的のものあり個人的のものあり之を廣く取れば益廣く數目の擧くへきものあり之を狹く取れば愈よ狹く數目の取捨すへきものあり其適當を得ること尤も難く實に本題を案するとの如きは本職等淺學經驗に乏きものゝ能く爲し能ふ處に非らされども敢て協議を盡し左の目を列擧したり未た之れを允當のものと認むる能はされども先つ之を以て方針となし今後愈よ實況を推究せんと欲するなり

○遺傳　心意上　肉體上
○生來の不良
○育養の不完全
○家族の不和合
○家政の不取締
○育養者の職業
○家の貧富貴賤
○家事の不幸
○智育の不完全
○德育の不完全
○職業教育の不完全
○怠惰
○飲酒
○色慾
○賭博
○遊興
○職業の性質
○貧窮
○身體の不健全
○不時の遭難
○經濟上の變動
○政治上の動搖

○宗教上の迷信及ひ弊害

以上

北海道集治監教誨師諮問題

第四　四人性質の分類法に就ての意見如何

答申　教誨師　原　胤昭

四人の性質を認め之を明記することは遇囚上大に必要あり然れとも人の性質を認むるは觀察上のことにして之れを極ること頗る難し加之用字一樣ならさるかため同物異名の憾なきに非らされは豫め之を論定するは教誨上偉大の利益ありと信す胤昭か小經驗に依てみれは性質相等しきものは面貌骨相相類し犯狀亦相似たるものあるを見るなり極て微弱なる考定なれとも年來認見なせしものを左に類別して識者の垂教を俟つ

性質	面貌	犯狀
譎詐	前額方にして聳へ腮短く顴骨高く面短し	竊盜
俠氣	前額方にして顴顬骨著く凹み面細く皮肉痩寡	掏摸　賭博
奸惡	前額後に倒れ鼻低腮突出面相極て野卑	強盜
佞柔	前額長くやゝ倒れ鼻長	竊盜　詐僞
過激	大面相美麗	強盜　殺人
	面相美麗にして婦女の風采あるもの	

右は各員の議を盡し御諮問に答申せんと欲すれは之を協議會に附せられんことを望むなり

（全會員より右に同意の答申あり）（畧之）

○教誨師協議會の決議を以て左の如く答申す

性質を分類するは尤も難き業にして緻密に之を論すれは心理學的に講究せさる可らず而して一々之れに定義を附せんとするが如きは本職等の能く爲し得る所にあらず熟々本題を諮問せらるゝ所以を考ふるに四人所遇上之を知るは大に便益を與ふるとあるかためならん故に強て之を學術的に論究するよりは文字によりて其有樣を知るの容易なるに如かずとし左の用字を定めたり今後之を以て實際に臨み經驗を積んで漸次訂正をなさんと欲す

○謹嚴　○浮華
○質朴　○譎詐　○正直
○狡猾　○篤實　○過激
○温和　○傲慢　○諂遥

矯正図書館

○頑固　○執拗　○柔順
○短氣　○寬大　○浮動
○執着　○俠氣　○依柔
○剛直　○輕薄　○貪婪
○廉潔　○淡泊　○沈欝
○姦惡　○殘忍
以上

北海道集治監教誨師諮問題

第五　四人性癖の分類法に就ての見意如何

答申　教誨師　原　胤昭

四人の性癖を探知明認するは遇囚上便益あるのみならす犯罪起因を見るに大に參照となるとあり必す講究を要するものなれとも之れを分類すると一樣に出て用字一ならされは統計上其實を得るに宜しからす故に歐米監獄の統計表を參照し各員か從來の經驗を討議し之れか標準用字を定むるため本題を協議會に附せられんことを望むなり

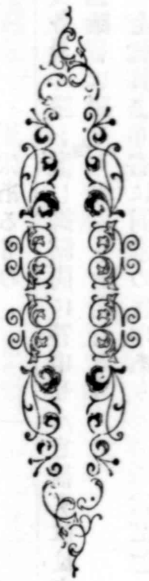
全會員よりも右に同意の答申あり　（略之）

○教誨師協議會の決議を以て左の如く答申す

四人性癖の問題を考究する所以のものは犯罪起因又は人の性情を知るに近きものとあるか故なりと認むれは其分類に於ても強て之を學術的に論究せす本職等の經驗上最も多く目擊する處のものを左に列擧し其用字を定めたり以て實際に臨みて愈よ其適否を考究せんと欲す

○惰眠　○買喰　○飲酒
○喫烟　○夜遊ヒ　○遊藝
○芝居　○相撲　○勝負事
○漁獵　○乘馬　○武藝
○家畜　○盆栽　○書畫
○骨董　○潔癖

右の名目を總稱するに性癖の文字を改めて習癖となすを適當なりと認めたり　（以下次號）



○會告

本會名簿改正ニ際シ購讀者諸君ノ姓名及官名等不明瞭ノ向多々有之調製上甚困難致候間此際名簿用紙呈出スヘキヲ以御繁務中恐縮ノ至リニ候得共本會ノ爲メ御盡力被下候各課若クハ御主任ニ於テ現在購讀員ノ官姓名ノミ雛形ニ依リ御記入被下且本會ヨリ御送付ノ如ク（音信文ノ記入ナク）帶封ヲ附シ直ニ御還付被下度又爾後新タニ御購讀員有之節ハ官名ヲ記シ且御姓名ノ字体ヲ正シクシ御通報相成度此段相願候也

名簿雛形

○	○	典獄　何某
○	○	書記　何某
○	○	看守長　何某

備考　○欄ハ本會ニテ記入

明治廿七年三月

警察監獄學會

●教誨叢書第廿五輯目錄（明治廿七年一月分）

○新年ノ辭
○敎誨　新年ノ希望　水崎基一
精神的生活　阿部政恒
○宗敎　耶蘇基督　松村介石
天　橫井時雄
十誡主ノ祈
○傳記　本多平八郎忠勝　戶川殘花
○讀史書感　歷史ハ神ノ默示　長陽外史
世界ハ一大家屋
○H新公敎訓歌解
○勸話　驛鈴ト梅花　濃川生
舊知人ニ勸ム　渡龜吉
無筆ノ右筆　天福堂主人
十人ノ童女　タ、ハ、生
歸ケル天ノ小星
○聯珠　詠歌　格言
○讀方　地理階梯

矯正図書館

●會　告

●本會雑誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アランコヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雑誌　壹部定價　前金六錢（全國無遞送料）
●仝　署内五名以上購讀ノ向ハ　壹部　前金五錢五厘（仝上）
●一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク
●又一署内十名以上ノ雑誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ增減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラルヽ諸君ニハ雑誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
●廣告料　一行一回分　金十錢

○雜　則

●監獄雑誌ヲ注文セラルヽ向ハ住所姓名（官衙ニ奉職セラルヽ者ハ其衙名官職名）ヲ詳記シ雑誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
●雑誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雑誌ヲ送付スル毎キハ其帶封ヘ（督）印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ（濟）印ヲ押捺スルヲ例トス
●雑誌代金ヲ送付セラルヽ向ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
通運便ニ付セラルヽ向ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラルヽ向ハ五厘切手一割增タルヘシ
●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラルヽ向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

明治廿七年三月三十日發行
（明治二十七年二月廿六日遞信省認可）

發行人兼編輯人　磯村兌貞
印刷人　海沼富太郎
發行所　愛知縣名古屋市西洲崎町四番戸　警察監獄學會支會
印刷所　東京四ツ谷區荒木町廿七番地　警察監獄學會支會
東京市京橋區銀座四丁目一番地　博聞社